

令和4年度

自己点検評価書

[日本高等教育評価機構の評価基準に基づく]

令和4(2022)年6月

聖泉大学

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的及び教育目的は、建学の精神「人間理解と地域貢献」に基づき「聖泉大学学則」（以下「大学学則」という。）第 1 条において、「教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に、さらに教養教育および専門教育を体系的に授けるとともに、人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成する。」と明確に定めるとともに、大学学則第 5 条第 2 項において、各学部の教育目的を以下の通り定めている。【資料 1-1-①-1】

人間学部 人間心理学科	人間学部人間心理学科では、心理学を基盤として人間の発育・発達や心身の諸活動を捉え、自己理解と他者共感の力を養うとともに、科学的知識に基づいた実践力を発揮し、豊かで健康的に生き、併せて経済・経営の専門的知識やビジネススキルを獲得し、自らのキャリアを積極的に切り開き、社会に貢献できる人材の養成を目的とする。
看護学部 看護学科	看護学部看護学科では、広く教養を身に付け、人間の一人ひとりの生命の尊厳と生き方に関する理解と深い洞察力を持ち、地域の環境や特性を理解して、個々人のニーズに沿った看護の実践を通して積極的に社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

また、「聖泉大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）第 1 条で「教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、学術の理論および応用を教授研究し、深い学識及び卓越した能力を培い、社会の進展と文化の向上に寄与する人材を育成する。」と明確に定めるとともに、大学院学則第 6 条において、教育目的を以下の通り定めている。【資料 1-1-①-2】

看護学研究科	本大学院看護学研究科は、病院、医療施設等の看護実践現場において、高い専門知識を備えた「実践力」「マネジメント力」「教育力」「研究能力」を有する看護実践リーダーを育成することを目的とする。
--------	---

さらに、「聖泉大学別科助産専攻規程」第2条において、「人間一人ひとりの生命の尊厳や生き方に関する理解と人間に対する深い洞察力やコミュニケーション能力の資質を養い、助産学の実践能力を身につけ、地域の環境・特性などを理解して個々人のニーズに沿った助産実践において積極的に地域貢献できる人材を育成することを目的とする。」と、教育目的を具体的に定めている。【資料 1-1-①-3】

【資料 1-1-①-1】 聖泉大学学則

【資料 1-1-①-2】 聖泉大学大学院学則

【資料 1-1-①-3】 聖泉大学別科助産専攻規程

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-①で記載したとおり、本学の使命・目的及び教育目的を、簡素な表現で文章化し大学学則等に定めている。これに加え大学案内、学生便覧、履修要項、本学ホームページに簡潔な文章で具体的かつ明確に掲載している。【資料 1-1-②-1】～【資料 1-1-②-7】

【資料 1-1-②-1】 聖泉大学大学案内（2023）

【資料 1-1-②-2】 学生便覧（2022）

【資料 1-1-②-3】 2022 年度履修要項 人間学部

【資料 1-1-②-4】 2022 年度履修要項 看護学部

【資料 1-1-②-5】 2022 年度大学院履修要項 看護学研究科

【資料 1-1-②-6】 2022 年度履修要項 別科助産専攻

【資料 1-1-②-7】 本学ホームページ（情報公開：教育研究上の目的）

<http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

1-1-③ 個性・特色の明示

本学は建学の精神を「人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成することを目的とする。」としている。それは、大学、大学院及び別科の教育目的に、大学及び大学院の教育目的は2学部（2学科）、大学院研究科（1専攻）の人材育成の目的、教育研究の目的として反映され学則に個性・特色を示すものとして明確に定められている。

【資料 1-1-③-1】～【資料 1-1-③-3】

建学の精神	人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成することを目的とする。
大学目的 (学則第1条)	聖泉大学（以下「本学」という。）は、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に、さらに教養教育および専門教育を体系的に授けるとともに、人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成することを目的とする。
人間学部教育目的	人間学部人間心理学科では、心理学を基盤として人間の発

(学則第 5 条)	育・発達や心身の諸活動を捉え、自己理解と他者共感の力を養うとともに、科学的知識に基づいた実践力を発揮し、豊かで健康的に生き、併せて経済・経営の専門的知識やビジネススキルを獲得し、自らのキャリアを積極的に切り開き、社会に貢献できる人材の養成を目的とする。
看護学部教育目的 (学則第 5 条)	看護学部看護学科では、広く教養を身に付け、人間の一人ひとりの生命の尊厳と生き方に関する理解と深い洞察力を持ち、地域の環境や特性を理解して、個々人のニーズに沿った看護の実践を通して積極的に社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。
大学院目的 (学則第 1 条)	聖泉大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法および学校教育法の定めるところに従い、学術の理論および応用を教授研究し、深い学識 および 卓越した能力を培い、社会の進展と文化の向上に寄与する人材を育成することを目的とする。
大学院教育目的 (学則第 6 条)	本大学院看護学研究科は、病院、医療施設等の看護実践現場において、高い専門知識を備えた「実践力」「マネジメント力」「教育力」「研究能力」を有する看護実践リーダーを育成することを目的とする。
別科教育目的 (別科助産専攻規程第 2 条)	人間一人ひとりの生命の尊厳や生き方に関する理解と人間に対する深い洞察力やコミュニケーション能力の資質を養い、助産学の実践能力を身につけ、地域の環境・特性などを理解して個々人のニーズに沿った助産実践において積極的に地域貢献できる人材を育成することを目的とする。

【資料 1-1-③-1】 聖泉大学学則

【資料 1-1-③-2】 聖泉大学大学院学則

【資料 1-1-③-3】 聖泉大学別科助産専攻規程

【資料 1-1-③-4】 聖泉大学大学案内（2023）

【資料 1-1-③-5】 学生便覧（2022）

【資料 1-1-③-6】 本学ホームページ（情報公開：教育研究上の目的）

<http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

1-1-④ 変化への対応

本学の使命・目的及び教育目的については、社会情勢などを的確に把握しつつ、時代が求める人材育成を図るための教育の在り方や方向性について継続的な見直しを行っている。

平成 29(2017)年 4 月より、3 つのポリシーを策定し、学生が知識・能力を身に付けるための教育課程を体系的に整備し、教育方法、学修成果の評価等を具体的に示し、大学教育

の充実に取り組んでいる。【資料 1-1-④-1】～【資料 1-1-④-5】

看護学部及び別科助産専攻においては、令和 2(2020)年 10 月に改正された「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」に基づき、ディプロマ・ポリシーの見直しを行い、令和 4(2022)年度から新カリキュラムでの教育に取り組んでいる。【資料 1-1-④-6】【資料 1-1-④-7】

人間学部においても、令和 4(2022)年度において、教養科目の充実と、看護学部との共通化をはかり、カリキュラム改正を行った。【資料 1-1-④-8】

【資料 1-1-④-1】 人間学部の 3 つのポリシー

【資料 1-1-④-2】 看護学部の 3 つのポリシー (R4 履修要綱)

【資料 1-1-④-3】 大学院看護学研究科の 3 つのポリシー

【資料 1-1-④-4】 別科助産専攻の 3 つのポリシー

【資料 1-1-④-5】 本学ホームページ (情報公開 : 3 つのポリシー)

<http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

【資料 1-1-④-6】 看護学部看護学科の新カリキュラム (2022 年度以降の)

【資料 1-1-④-7】 聖泉大学別科助産専攻の新カリキュラム

【資料 1-1-④-8】 人間学部人間心理学科の新カリキュラム

1-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の使命・目的及び教育目的は、今後も教育目的の意味・内容の具体性と明確性、簡潔な文章化を継続・維持するとともに、社会のニーズの変化を踏まえながら、絶えず使命・目的及び教育目的の検証を行い、必要に応じ見直していく。またその適切化に向けて、個性・特色の明示、社会のニーズへの対応について、常に社会情勢の変化等を踏まえながら点検を行い、必要に応じて、使命・目的及び教育目的の見直し等を実施する。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育目的の策定・変更については、学部教授会、研究科教授会、別科運営委員会、教育研究評議会にて審議を経て、学校法人聖泉学園が開催する理事会の承

認を得ることとなっている。この策定・変更作業を通じて、大学の使命・目的及び教育目的が改めて確認されており、役員、教職員の十分な理解と支持が得られている。【資料 1-2-①-1】

【資料 1-2-①-1】 使命・目的及び教育目的の変遷

1-2-② 学内外への周知

大学の使命・目的及び教育目的は、大学案内、学生便覧に明記しており、また、ホームページに掲載し、周知を図っている。【資料 1-2-②-1】～【資料 1-2-②-3】また、学長の入学式、学位記授与式などの式辞のなかで、入学生及び保護者に大学の使命・目的等を話し周知を図っている。平成 29(2017)年 1 月に大学開学 30 周年記念事業の一環として、学歌及びロゴマークを制定した。【資料 1-2-②-4】この学歌は、本学の理念が盛り込まれており、入学式、学位記授与式などの行事に斉唱し、認識を深めている。また、ロゴマークについても、「人間理解と地域貢献」という理念の基づいたブランドイメージを醸成すべく、本学のホームページ、大学案内、封筒などに掲載し、周知を図っている。【資料 1-2-②-5】

また、建学の精神をもとに、地域の中で存在感のある大学となるべくキーワードとして掲げている「小さくともキラリと光る聖泉大学」を載せた看板の設置や広告の作成、「未来へ、キラリ」をホームページや大学案内で表記することで周知を図っている。【資料 1-2-②-6】～【資料 1-2-②-8】

【資料 1-2-②-1】 聖泉大学大学案内(2023)

【資料 1-2-②-2】 学生便覧(2022)

【資料 1-2-②-3】 本学ホームページ (情報公開：教育研究上の目的)

<http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

【資料 1-2-②-4】 聖泉大学教育研究評議会議事録 (平成 29(2017)年 1 月 10 日開催)

【資料 1-2-②-5】 聖泉大学 学歌及びロゴマーク

【資料 1-2-②-6】 聖泉大学体育館西側看板写真

【資料 1-2-②-7】 令和 3(2021)年 7 月 30 日産経新聞掲載広告

【資料 1-2-②-8】 本学ホームページ <https://www.seisen.ac.jp/>

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学の使命・目的及び教育目的を実現するため、平成 31(2019)年度～令和 5(2023)年度を期間とした「学校法人聖泉学園中期目標・中期計画」を定めている。その中で教育研究組織の再編やカリキュラム改革などを掲げ、その内容は、本学の建学の精神と学則等に明示された使命・目的及び教育目的を反映したものとなっている。また、毎年度各部局において中期目標・中期計画を基にした年度計画を立てており、その進捗状況を年 3 回確認する体制を作った。それにより年度ごとの確実な計画の遂行と、学内でその状況を共有できるようになっている。【資料 1-2-③-1】

【資料 1-2-③-1】 学校法人聖泉学園中期目標・中期計画

(平成 31(2019)年度～令和 5(2023)年度)

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学を構成する 2 学部 (2 学科)、大学院研究科 (1 専攻) 及び別科 (1 専攻) は、「三つのポリシーの策定と運用に係るガイドライン」〔平成 28(2016)年 3 月〕と本学の使命・目的及び教育目的を踏まえて、三つのポリシーが一体的で整合性あるものとなるよう、学部教授会、研究科教授会、別科運営委員会で検討し、教育研究評議会で決定している。【資料 1-2-④-1】～【資料 1-2-④-4】

また、看護学部では三つのポリシーを見直し、令和 4(2022)年度から学生の地域医療・災害等における実践力を強化するために、カリキュラム改正を行っている。【資料 1-2-④-5】別科助産専攻においては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを見直し、社会のニーズに対応した助産師を養成するために、令和 4(2022)年度にカリキュラムを改正し、「助産診断・技術学」の強化を行った。【資料 1-2-④-6】

【資料 1-2-④-1】 人間学部の 3 つのポリシー

【資料 1-2-④-2】 看護学部の 3 つのポリシー

【資料 1-2-④-3】 大学院看護学研究科の 3 つのポリシー

【資料 1-2-④-4】 別科助産専攻の 3 つのポリシー

【資料 1-2-④-5】 看護学部看護学科の新カリキュラム

【資料 1-2-④-6】 別科助産専攻の新カリキュラム

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的を達成するために、教育研究組織は、人間学部 (1 学科)、看護学部 (1 学科)、大学院看護学研究科 (1 専攻)、別科助産専攻、全学共通組織である図書館、情報センター、カウンセリングセンター、地域連携交流センター、国際交流センターから構成されている。この構成は、本学の使命・目的及び教育目的を実現するためのものであり、その教育研究組織は使命・目的と整合している。【資料 1-2-⑤-1】

【資料 1-2-⑤-1】 聖泉大学教育研究組織図

(3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

使命・目的及び教育目的を達成するため、社会情勢や学生のニーズを把握するとともに、将来を見据えた令和 5(2023)年度までを計画期間とした中期目標・中期計画を定めている。これに沿って、学部や研究科・別科それぞれにおいて、三つのポリシーを点検・見直す機会を定期的に設け、PDCA サイクルを確立し、さらに改善・向上していく。コロナ禍での入学式・学位記授与式の簡素化により、使命・目的等を周知する場が減っていることから、

学内外へ従来とは違う周知の方法も模索する。

【基準1の自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的は、簡潔かつ明確に学則等において文章化され、三つのポリシーに反映されている。使命・目的及び教育目的を達成すべく、常に大学を取り巻く社会情勢、高等教育の動向の変化などを的確に把握しつつ、時代が求める人材育成を図るための教育の在り方や方向性について検討できる体制が構築されている。また、使命・目的及び教育目的は、学則、大学案内、学生便覧、履修要項、大学ホームページなどにより、学内外に広く周知している。本学の使命・目的及び教育目的を実現するため、令和5(2023)年度までを計画期間とした中期目標・中期計画を作成しており、学長はじめ教職員が一丸となって取り組んでいるとともに、教育研究組織は、使命・目的等と整合性が図られている。以上のことから、基準1は満たしていると判断する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

学部・学科、研究科、別科助産専攻は、学則に明記された大学の使命・目的及び教育目的を踏まえ、学校教育法施行規則の改正〔平成 29(2017)年 4 月 1 日施行〕に沿って、アドミッション・ポリシーを定めている。また、それらのアドミッション・ポリシーは、大学案内、学生募集要項、本学ホームページに明記して学内外に広く公開している。また、高校訪問の際に高校教員へ説明し周知を図っている。オープンキャンパスや入試説明会では、参加した高校生へ学部紹介とあわせて周知に努めている。令和 3(2021)年 4 月からは本学ホームページ内に受験情報に特化した受験生サイトを開設し、更なる情報の発信に努めている。【資料 2-1-①-1】～【資料 2-1-①-5】

【資料 2-1-①-1】 大学案内（2023）

【資料 2-1-①-2】 2022 年度学生募集要項 人間学部人間心理学科 看護学部看護学科

【資料 2-1-①-3】 2022 年度 大学院看護学研究科 看護学専攻修士課程学生募集要項

【資料 2-1-①-4】 2022 年度 別科助産専攻 学生募集要項

【資料 2-1-①-5】 聖泉大学受験生サイト

<https://www.seisen.ac.jp/admissions/entrance/policy>

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学者の選抜は、毎年度文部科学省より通知される「大学入学者選抜実施要項」に基づき実施されている。入学者選抜試験の可否は、入試委員会が作成する資料によって、教授会で審議の上、学長が決定する。本学では、各学部のアドミッション・ポリシーに沿って、総合型選抜、学校推薦型選抜、社会人選抜、一般選抜、大学入試共通テスト利用選抜、留学生選抜を実施し、多様な入学生を確保できるような選抜を行っている。【資料 2-1-②-1】～【資料 2-1-②-4】

令和 4(2022)年度入学者の各学部の選抜方法は以下のとおりである。

人間学部

聖泉大学

総合型選抜	I 期	人間心理学科
	II 期	人間心理学科
学校推薦型選抜（公募制）	I 期	人間心理学科
	II 期	人間心理学科
学校推薦型選抜（スポーツ・地域活動）	I 期	人間心理学科
	II 期	人間心理学科
学校推薦型選抜（指定校推薦）		人間心理学科
社会人選抜	I 期	人間心理学科
	II 期	人間心理学科
3 年次編入選抜	A 日程	人間心理学科
外国人留学生選抜	B 日程	人間心理学科
一般選抜	A 日程	人間心理学科
	B 日程	人間心理学科
	C 日程	人間心理学科
大学入学共通テスト利用選抜	前期	人間心理学科
	後期	人間心理学科

【資料 2-1-②-1】

看護学部

総合型選抜		看護学科
学校推薦型選抜（公募制）	I 期	看護学科
	II 期	看護学科
学校推薦型選抜（指定校推薦）		看護学科
社会人選抜		看護学科
一般選抜	A 日程	看護学科
	B 日程	看護学科
	C 日程	看護学科
大学入学共通テスト利用選抜	前期	看護学科
	後期	看護学科

【資料 2-1-②-1】

大学院

入学者選抜	前期	看護学研究科
	後期	看護学研究科

【資料 2-1-②-2】

別科

推薦型選抜	助産専攻
一般選抜	助産専攻

【資料 2-1-②-3】

入学試験当日は、学長を本部長として組織する実施本部を設置し、入試委員長（学部

長、研究科長、別科長)を中心に適正に試験が行われている。さらに試験監督を担当する教員には「入試実施要項・監督要項」を配付し、公正に運営している。【資料 2-1-②-4】

また、一般選抜の各教科の試験問題は、全学入試委員会が中心となって問題の程度や内容のチェックを行い、フィードバックを重ねることで、本学の入学試験に適した試験問題の作成がなされている。小論文については、学部の入試委員会、別科入試委員会において独自に問題を作成し、精査・確定している。

入学試験終了後、毎年度学部及び研究科・別科入試委員会において、当該年度の入学試験がアドミッション・ポリシーに基づいた志願者の選抜方法が適切であったか検証を行っている。加えて、全学入試委員会において、前年度の入学選抜の実施結果についてのアドミッションオフィサーからの総括報告などを踏まえて、次年度以降の入試制度について検討し、それぞれの選抜において、適切に出願資格及び選抜方法を決定している。決定した入学選抜方法は、学生募集要項及び聖泉大学受験生サイトにおいて公表している。【資料 2-1-②-5】～【資料 2-1-②-10】

令和 3(2021)年度実施の入学者選抜試験では、学部の一般選抜において、従前の前期・後期日程から A 日程・B 日程・C 日程に変更し、A/B 日程は従前の学力試験方式で、C 日程では小論文試験方式で実施し、志願者の能力・意欲・適性等を、多面的・総合的に評価・判定する試験方式を導入した。【資料 2-1-②-11】

人間学部においては、令和 3(2021)年度実施の入学者選抜試験で、より遠方から受験しやすくなるように、面接試験を従前の来校しての対面形式に加え、オンライン形式を導入した。それにあわせて、小論文試験の実施方法を郵送または持参での提出課題とした。【資料 2-1-②-12】令和 4(2022)年度実施の入学者選抜試験では、更にオンライン形式実施形態の見直しを行い、公平性・公正性を確保しての実施方法に改めた。【資料 2-1-②-13】

看護学部においては、アドミッション・ポリシーを理解し、明確な目標をもって本学における学びに取り組む強い意欲が認められる者で、将来、看護職として地域社会に貢献しようと努力できる学生を確保するために、小論文と個人面接を課した総合型選抜試験を新たに導入した。また、学校推薦型選抜 A 日程では、従前の小論文方式に加え、令和 3(2021)年度実施入学者選抜試験より、基礎学力試験方式(英語、国語、数学)を新設し、学生がより自分の得意な試験科目で受験できる試験形式とし、受験生の入試方法の選択の幅を広げた試験に変更した。【資料 2-1-②-14】その結果、学校推薦型選抜(公募制)は A/B 両日程とも出願者数が増えた。令和 4(2022)年度実施の入学者選抜試験より人間学部の入学者選抜においても基礎学力試験方式を導入することを決定した。【資料 2-1-②-15】

また、IR 室が作成した入学試験区分別の GPA 分析結果をもとに、入試委員会において入学試験の適切性と入学前課題について検討している。【資料 2-1-②-16】

【資料 2-1-②-1】 2022 年度学生募集要項 人間学部人間心理学科・看護学部看護学科

【資料 2-1-②-2】 2022 年度大学院看護学研究科 看護学専攻 修士課程学生募集要項

【資料 2-1-②-3】 2022 年度別科助産専攻 学生募集要項

【資料 2-1-②-4】 2022 年度入学試験実施要項 監督要項(人間・看護一般 A)

【資料 2-1-②-5】 聖泉大学入試委員会規程

【資料 2-1-②-6】 聖泉大学人間学部入試委員会規程

- 【資料 2-1-②-7】 聖泉大学看護学部入試委員会規程
- 【資料 2-1-②-8】 聖泉大学大学院看護学研究科入試委員会規程
- 【資料 2-1-②-9】 聖泉大学別科助産専攻入試委員会規程
- 【資料 2-1-②-10】 聖泉大学受験生サイト

<https://www.seisen.ac.jp/admissions/entrance>

- 【資料 2-1-②-11】 令和 2(2020)年度第 5 回全学入試委員会議事録
- 【資料 2-1-②-12】 令和 2(2020)年度第 3 回全学入試委員会議事録
- 【資料 2-1-②-13】 令和 3(2021)年度第 4 回全学入試委員会議事録
- 【資料 2-1-②-14】 令和 2(2020)年度第 6 回全学入試委員会議事録
- 【資料 2-1-②-15】 令和 3(2021)年度第 3 回全学入試委員会議事録
- 【資料 2-1-②-16】 令和 4(2022)年度第 5 回全学入試委員会議事録

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

過去 5 年間の学部全体の入学定員の定員充足率は【資料 2-1-③-1】のとおりである。

人間学部では、入学定員の充足は重要課題となっている。人間学部という学部名称からは心理学が直接結びつきにくいいため、学びの内容についての情報発信をより強化していく必要があると判断し、オープンキャンパスにおいて、人間学部で取得できる資格の解説、各研究室での地域貢献活動の紹介といった企画の実施や、人間学部における学生生活の様子や進路支援に関する情報等を掲載した聖泉大学人間学部オリジナル部情報誌『ほっとNEWS』の発行、本学受験生サイトを通じ、模擬授業や面接対策講座を動画として発信するなど、人間学部での学びの内容についての情報発信を強化している。また、滋賀県内での認知度向上のために従来から行っている高校訪問の際には、出身在校生の近況報告などきめ細かく提供し、高校教員との関係性の構築に努めている。これに加え、新規層の獲得のために、近隣の福井県や岐阜県の高校、通信制の高校への訪問を強化している。このように高校訪問を積極的に行い、高校教員から高校生への情報の波及を図っている。

看護学部の令和 3(2021)年度実施の入学試験において、志願者の増加に繋がった公募制の学校推薦型試験における令和 4(2022)年度の入学試験から、【資料 2-1-③-2】～【資料 2-1-③-4】

看護学部は、過去 5 年間では概ね定員を満たしている。令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大の影響により、例年と比較して高校への訪問回数や進学説明会への参加回数が減少し、それに伴い高校生への看護学分野に関する情報提供の機会が失われた。それに対する代替策が十分に講じられなかったことも要因となり、入学者数が減少した。令和 4(2022)年度入試では定員を充足させるために、令和 3(2021)年度に十分に実施できなかった高校訪問を、教員が中心となり回数や訪問内容を検討し積極的に実施した。また、連携校との連携講座を年間通して実施しており、学年ごとに段階的内容によって行う看護分野の学修は、高校生のキャリアデザインを考える機会となり、高校との関係も深まることで、将来的な定員の確保にも繋がっている。【資料 2-1-③-2】【資料 2-1-③-5】令和 4(2022)年度からは、カリキュラム改正を行い、地域医療・災害における実践力の強化し、他の大学との差別化を図っている。

大学院看護学研究科は、過去 5 年間概ね定員または定員に近い数を満たしている。オー

オープンキャンパスで大学院専任教員による進路相談ブースの設置、卒業生へ情報提供、看護実践者の質向上のための看護キャリアアップセンターでの看護研究に対する講座の実施や、その場での募集要項の配付を行うことで、大学院についての関心を高めるよう取り組んでいる。また、看護協会の協力を得て、募集要項の配置等の学生募集活動を行っている。今年度より、設置領域を整理し、実践リーダーの育成により力を入れている。

別科助産専攻は開設以来、定員充足率は100%である。令和4(2022)年度もオープンキャンパスの開催や、看護師養成所等へ募集要項を配付するなどの広報活動を行っている。

【資料 2-1-③-1】エビデンス集共通基礎様式 2

【資料 2-1-③-2】高校訪問履歴 (2021年6月～2022年6月)

【資料 2-1-③-3】人間学部オリジナル情報誌「ほっと NEWS」

<https://www.seisen.ac.jp/gakubu/ningen/kikanshi>

【資料 2-1-③-4】聖泉大学受験生サイト

https://www.seisen.ac.jp/admissions/web_special_content#b-713874

【資料 2-1-③-5】高大連携講座 ポスター

(3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

現在本学の入学者選抜試験は、平成29(2017)年度に策定したアドミッション・ポリシーに沿って実施され、多様な学生を受け入れている。特に人間学部において、定員未充足が続いているため、広報活動、選抜方法の見直しを行い、定員充足を達成できるよう検討を続ける。具体的には、高校訪問の見直しのほか、入試案内サブパンフレットや動画の制作、DMの強化、人間学部の学校推薦型選抜(公募制)への基礎学力試験方式の導入など高校生のニーズに沿った取り組みを強化することとしている。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学における学修支援及び授業支援に関する事項は、教員と職員で構成している学部教務委員会及び学生委員会で計画し、オリエンテーション、定期試験実施計画、学年暦の策定、時間割の策定、シラバスの編成、履修・成績管理、単位認定、進級、卒業判定等の原案作成、学籍異動に関する管理など協働して運営している。学部で調整がつかない事項は全学教務委員会で対応している。また、委員会の議題提案などは教務委員長と相談し協働で行っている。【資料 2-2-①-1】～【資料 2-2-①-5】

人間学部においては、担任制を置き、授業等学修に関することや退学、休学など学生生活全般にわたって相談できる体制となっている。また、「Grow-up Week」として、自習教室

に教員を配置し、学修支援を行っている。特に、前後期定期試験前には質問時間や補充学習、自主学修支援を目的として開催している。【資料 2-2-①-6】～【資料 2-2-①-8】

看護学部においては、担任制に加えて、1年生から3年生までチューター制度を導入している。担任は、クラス全体の学生の状況を把握した上で学修支援対象者を洗い出し、学修支援プログラムを作成している。チューターは教授（准教授）・講師・助教（助手）の3名が1つのグループとなり、各学年を10名程度受け持ち、常に教員が協働し、学修及び学生生活に関し、年間を通した定期的に行う面談、必要時に行う面談による学生からの相談対応や教員からの指導と助言を行い、その内容は支援を行う教員内で個人情報保護に留意しながら情報共有を行っている。4年生に対しては、ゼミ毎に学習支援を行っている。

特に、学修支援対象者を対象に、月1回・時間を決め未修得単位科目の補習や自律した学修週間が身につくよう学修支援を行っている。1年生は週1回90分を目途に、30～45分の講義と復習や、各科目から提示されている課題に、担任や学修支援担当教員、科目担当者を中心に取り組んでいる。2・3年生に関しては、前年度の未取得科目を中心に支援をしている。学修支援の評価としては、2か月を目標に、同じ科目での小テストの点数およびレポートの提出状況を分析して、面接をして学生と共に評価を行った。支援のスタートは学生の自主的行動を求めていたが、1か月経過したときの成績の低迷者には、学習に参加するように進めていき、留年者とならないようにした。3年生に関しては、後期からの臨地実習に行けるように、すべての必修科目に合格するように支援をした結果、全員が合格でき9月からの臨地実習に行くことができたことは、支援が適切に行われていたと言える。留年生には、各学年での効果的学習ができるように履修指導や学習方法などを個別に学修支援をしている。【資料 2-2-①-9】

別科助産専攻においては、10名の助産学生に対して、専任教員4名（別科長1名、担任2名、サポート教員である特任助教1名）がそれぞれの役割において学生と関わり、教員間で学修状況及び課題等の情報を共有し、個別の学修支援を行っている。国家試験対策においては、主に担任が成績や学修状況、模擬試験結果を踏まえ、個別の支援を行っている。形成的評価が必要な実習では、実習施設ごとに担当教員（専任教員1名に対して学生2～4名）を固定し、学修状況に加え、学生の心身の支援をきめ細やかに行うようにしている。また、助産学研究においても、それぞれの学生に担当教員を決め、随時個別相談に対応しながら論文作成までの支援を行っている。

また、学修支援及び授業支援に対する学生の意見の汲み上げとして、「授業評価アンケート」を実施している。授業評価アンケートの結果は、科目担当教員、学長、副学長、学部長にフィードバックするとともに、各教員には評価結果に対する報告書の提出を求め、教育方法（内容）の改善につなげている。【資料 2-2-①-10】～【資料 2-2-①-13】

学修支援のオンライン化も進めている。教務システムの更新により、より充実した機能を備えた「アクティブアカデミー（以下「AA」という。）システム」を導入（令和元（2019）年）し、学生はWeb上で、時間割及びシラバスが閲覧でき、単位の修得状況、成績、出席状況が確認できる環境を整えている。従来、質問紙で行っていた授業評価アンケートについても学生はAAシステム上で回答できるよう改善した。また、手元のスマートフォン等で遠隔授業の受講や教材の閲覧等が身近に活用できるよう、システム環境を整えている。

「学習管理システム（manaba）」では、個々の学生の入学時から卒業までの一貫した学修記

録の蓄積に取り組んでいる。学生は折に触れ自分の学修履歴を振り返り、教員はこの学修履歴を確認しつつ、きめ細かな指導が可能となっている。【資料 2-2-①-14】

令和 2(2020)年度より、「映像配信システム (mediasite)」を導入し、オンデマンド配信等により、対面授業のみでは行えない反復学習が可能となり、より学修効果が期待できるような仕組みを整備した。【資料 2-2-①-15】

【資料 2-2-①-1】 2022 年度オリエンテーションスケジュール

【資料 2-2-①-2】 2022 年度定期試験実施要項

【資料 2-2-①-3】 2022 年度学年暦 (人間学部・看護学部)

【資料 2-2-①-4】 進級判定・卒業判定資料 (人間学部・看護学部)

【資料 2-2-①-5】 2022 年度学生数 (人間学部・看護学部)

【資料 2-2-①-6】 Grow-up Week お知らせ

【資料 2-2-①-7】 Grow-up Week 報告書

【資料 2-2-①-8】 2022 年度担任一覧

【資料 2-2-①-9】 2022 年度看護学部チューター一覧

【資料 2-2-①-10】 2021 年度後期授業評価アンケート個票(例)

【資料 2-2-①-11】 2021 年度授業評価結果報告書(例)

【資料 2-2-①-12】 授業評価アンケート集計結果表(学部別・大学院集計)(2021)

【資料 2-2-①-13】 アクティブアカデミー (AA) 利用マニュアル (授業アンケート)

【資料 2-2-①-14】 学習管理システム (manaba) 利用マニュアル

【資料 2-2-①-15】 映像配信システム (mediasite) 利用マニュアル

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

教育活動を支援するため「聖泉大学ティーチング・アシスタント規程」を制定し TA 制度を構築している。大学院生を TA で採用するにあたり、研修制度を設けており、TA 研修を行ったうえで学部の講義や演習実習の補助者として活用している。TA 制度は教育活動の支援とともに、大学院生にとっても教育指導者としてのトレーニングの機会となっている。【資料 2-2-②-1】

学修に関することやその他学生生活上困りごと、また人間関係などで悩んでいる学生に対しては、チューター、担任、学生委員長、教務委員長もしくは、場合により学部長・学科長が面談している。面談では、学生の困っていること等を詳細に聴き取るとともに解決に向かわせるような助言等を一緒に検討している。面談は場合によっては保護者に対しても実施し、学生と保護者双方の考えを聞いたうえで進めている。学生との面談を受けて、担任は当該学生や保護者に対して行った聴き取りを基に、指導の経緯及び所見を学生委員長とともに提出し、学部教務委員会や学生委員会で分析し、教授会を通じ学部全体で共有している。進路変更を考えている学生や進級できないことが決定した学生には 9 月と 3 月に保護者を含めた面談を行い、三者面談で、単位習得方法及び学修サポートについて説明を行い、本人の学修継続方法について検討し、今後の進路を考える機会を作っている。

令和 3(2021)年度に「要配慮学生支援に関する検討委員会」を人間学部内で立ち上げ、大学生活内で支援が必要な学生について、ゼミ担当の教員も交えて情報共有をし、それを

受けて支援に係る協議を行い、支援計画の作成を行っていた。令和4(2022)年度からは「障がい学生支援委員会」として全学的な組織として拡大し、要配慮学生への支援とともに障がいのある学生に関する支援を組織的に行っていくこととした。学部が集約している学生の情報を基に、入学前段階から在学、卒業以降において、継続的な支援を計画するとともに、教職員間で法的義務化された合理的配慮を具体的に共有するなど幅広い支援に取り組んでいる。【資料2-2-②-2】【資料2-2-②-3】

全学教務委員会では、要配慮学生の定期試験についての取り決めを行い、他の学生との公平性と平等性を確保できるように、試験方法・試験時間を検討し、学部・科目での統一を行うためにルールを決定した。それを両学部の教務委員会で検討し、実際の運営を学部・科目責任者とで決定した。【資料2-2-②-4】【資料2-2-②-5】

その他、全教員がオフィスアワーを設定し、教務システムのAAで教員のメールアドレスとあわせて周知しており、学生のさまざまな相談に当たっている。【資料2-2-②-6】

【資料2-2-②-1】 聖泉大学ティーチング・アシスタント規程

【資料2-2-②-2】 ㊟要配慮学生資料（人間学部）

【資料2-2-②-3】 障がいのある学生の支援に関するガイドライン

【資料2-2-②-4】 令和4(2022)年度第3回人間学部教務委員会議事録

【資料2-2-②-5】 令和4(2022)年度第5回全学教務委員会議事録

【資料2-2-②-6】 2022年度オフィスアワー一覧

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

TAの活用のほかに、SAについても制度を設け、学修支援の一助となるよう活用する。

要配慮学生の支援について、学生が安心して学修に臨めるように、具体的方法を履修要項に明示し、見える化する。

今年度作成した障害のある学生の支援に関するガイドラインを基に、大学として、障がいのある学生に関する支援を明確にするとともに、合理的な配慮及び障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止についての基本的な考え方を共有する。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

「基準項目2-3を満たしている。」

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

大学におけるキャリア支援の中心組織として、大学事務局に学生課（就職担当）を設置している。キャリア形成支援や就職活動支援、資格取得支援等を、人間学部進路支援委員会、看護学部学生委員会と協議しながら学生の支援を行っている。各々の委員会は専任教員と学生課員とで構成されており、毎月1回定例委員会を開催している。委員会では以下の事項を審議・協議している。【資料2-3-①-1】【資料2-3-①-2】

- ①学生の進路（就職・進学）に係る情報共有
- ②学生の就職活動の進捗状況の確認
- ③個々の学生の就職活動に係る具体的な対応策（指導・相談）の検討
- ④学生の就職活動に係る企画立案（ガイダンス・講座等）【人間】
- ⑤資格取得に関すること【人間】
- ⑥就職関係の図書に関すること【人間】
- ⑦地元企業・商工会議所・行政との連携に関すること【人間】
- ⑧滋賀県内病院に関する情報（採用関係・インターンシップ関係）【看護】
- ⑨就職先名簿の作成及び就職に係る諸統計に関すること

また、進路支援の一環として、実践的な能力を身につけるために、資格の取得を奨励している。本学で推奨している資格及び検定等に合格した場合は、助成を受けることができる。【資料 2-3-①-3】【資料 2-3-①-4】

人間学部においては、進路支援として、以下の項目を実施している。これらは全てキャリア教育科目（必修科目）である「キャリアデザイン A/B」及び「ジョブメソッド」と連動させて行っている。

- ①就職活動支援講座（自己分析、自己 PR、業界研究等）
- ②面接対策講座
- ③ビジネスマナー講座、メイクアップ講座
- ④個人面談
- ⑤学内業界研究会の実施
- ⑥合同企業説明会の実施
- ⑦学外で開催されるインターンシップフェア、合同企業説明会にツアーを企画し参加
- ⑧適性検査
- ⑨ガイダンス（就職関連サイトへの登録等）

【資料 2-3-①-5】～【資料 2-3-①-10】

3 年生後期より定期的に個人面談を実施している。就職担当で面談した結果、気になる学生がいる場合は進路支援委員会の教員もしくはゼミ担当教員と連携し、問題解決に向けて迅速に対応するよう心掛けている。

本学の学生は、地元企業への就職率が高いことから、地元企業や経済団体、商工会議所との継続的かつ発展的な連携の構築のために、卒業生が就職している実績のある企業を中心に協議を進めている。その他しがジョブパーク、就職関連会社による定期的な進路相談会の実施や、びわ湖東北部地域連携協議会、滋京奈地域人材育成協議会による就職関連事業等、外部機関とも連携した就職活動への支援を行っている。今年度は、滋賀県中小企業同友会とも連携し、学生の主体性を培うための学習を実施している。

資格取得については学部でも積極的に推奨しており、特に令和 3(2021)年度、ビジネスマナーの習得のため、ジョブメソッドの授業の一環として履修者全員に秘書検定を受験させることとした。

公務員試験対策講座（通信教育）の推奨を行っている。特に公務員試験を受験することを条件に、講座の費用を大学で負担している。令和 3(2021)年度は 1 名、令和 4(2022)年度

は、2名受講している。

令和3(2021)年度に設置した学生がより気軽に進路相談に来ることができるための「進路支援室」は、可能な範囲で進路支援委員または学生課職員が待機するようにした。さらに、進路支援室で就職やインターンシップ等の情報収集ができるよう、パソコン2台も設置した。

オンラインによる進路保護者会の開催や『就活支援ブック 保護者編 2021-2022』の配付等、保護者に対するキャリア支援も行っている。【資料2-3-①-11】

看護学部においては、就職先の殆どが病院もしくは行政機関(保健師)となるため、就職支援の大部分は学部の教員が行っている。学生課は主に就職試験に関する面接、ビジネスマナー、履歴書の書き方等を就職ガイドブック(4月のオリエンテーション時に配付)を作成し指導している。学生の動向については、学部と学生課が常に連携し、丁寧な対応を行っている。【資料2-3-①-12】

平成29(2017)年度から「PROGテスト」、令和3(2021)年度からは、看護職に特化した「PROG-Nテスト」を導入している。その結果を基に、基礎科目、専門科目でのグループ編成や就職時のエントリーシートなどで活用し、キャリアプランへの発展を目指している。また、ディプロマ・サプリメント内にPROGテストの情報を掲載し、GPAと関連して指導に役立てている。

また、国家試験に合格した学生は就職率100%であり、大学院や助産師への進学の実選択肢が広がる。今後のキャリアに関連する選択肢には国家試験の合格如何に係ってくる。現在、国家試験対策は、1年生から3年生の長期休暇時に行う低学年対策、模擬試験、4年生からは看護師・保健師の国家試験対策を通年で行っている。具体的には、例年国試対策講座を設け、資格取得への取組を一層強化し、看護学部の教育目標に照合した人材を育成している。この取組み保護者をはじめ広く本学ホームページ上で発信している。【資料2-3-①-12】～【資料2-3-①-15】

また、看護学部附属キャリアアップセンターでは、卒業生を対象とした研修会を実施し、技術のスキルアップや研究指導、離職防止など、卒業後のキャリア支援も行っている。令和4(2022)年度は全卒業生を対象とした研修会と、卒後1年目を対象とした研修を企画している。また、卒業生だけでなく、地域のなかの看護大学としてのキャリア支援として看護研究に関する講座の開催、および看護職と大学教員の共同研究や研究相談への支援の役割も果たしている。【資料2-3-①-16】

【資料2-3-①-1】 聖泉大学人間学部進路支援委員会規程

【資料2-3-①-2】 聖泉大学看護学部学生委員会規程

【資料2-3-①-3】 学生便覧 p73～75

【資料2-3-①-4】 資格取得状況

【資料2-3-①-5】 2022年度人間学部シラバス「キャリアデザインA」

【資料2-3-①-6】 2022年度人間学部シラバス「キャリアデザインB」

【資料2-3-①-7】 2022年度人間学部シラバス「ジョブメソッド」

【資料2-3-①-8】 本学ホームページ(就職・進路)

<https://www.seisen.ac.jp/shinro/syukatsu>

- 【資料 2-3-①-9】 人間学部就職状況 (2018 年度～2020 年度)
- 【資料 2-3-①-10】 就職ガイドブック 2021 (人間学部)
- 【資料 2-3-①-11】 就活支援ブック 保護者編 2021-2022 (人間学部)
- 【資料 2-3-①-12】 聖泉大学看護学部就職ガイドブック
- 【資料 2-3-①-13】 国家試験対策カリキュラム
- 【資料 2-3-①-14】 国家試験対策の年間予定表
- 【資料 2-3-①-15】 看護師・保健師国家試験対策年間学修モデル
- 【資料 2-3-①-16】 令和 4 年度キャリアアップ講座〈看護研究〉タイムスケジュール

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

人間学部においては、学生の就職活動に対する取り組み方が二極化の傾向にあり、全体的なレベルアップを図る方策を検討する。そのためには低学年から段階的に社会人としての意識付け、「仕事をすることとはどういうことか」等を自分事として捉えるために、学び、実体験する機会を設ける必要がある。また、入学後の学び直しを含めたリカレント教育の実施を検討している。上記項目を達成するために、「地域」をキーワードとし、地元企業、経済団体、商工会議所、行政と恒常的な連携を目指す。例えば「講座(働くということ・職種について・業界研究)ー会社見学ーインターンシップー企業説明会」という連続的な企画を実施し、最終的に就職に繋がる流れを構築し、「PROG テスト」の結果も踏まえて4年間のキャリアプランを作成する。また、保護者との連携の強化や卒業後のキャリア支援の充実等、支援の幅を拡大する。

看護学部においては、令和 3(2021)年度より看護職に特化した「PROG-N テスト」を採用し、1年次からのリテラシー力とコンピテンシー力の測定を積み重ね、4年間のキャリアプランを作成できるよう教育課程内でのキャリア教育の充実を図るとともに、「PROG-N テスト」の効果についても検証し、より有効な活用方法について検討していく。

看護学部における就職率は国家試験の合格による。業者と看護学部の専任教員による国家試験対策講座についてもさらに充実させ、進路実現に向け支援していく。

また、卒業生に対しても、看護学部附属看護キャリアアップセンターを中心とした、技術のスキルアップや研究指導、離職防止などの支援もさらに推進していく。

大学院においては、長期履修生など学生個々のニーズに応じた相談・指導を受けやすい環境を整えていく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-4-① 学生生活の安定のための支援

1) 学生支援の組織

日常の学生サービスや厚生補導のための支援組織として、全学学生委員会、学部の学生

委員会、学生課（事務組織）を置いている。学部の学生委員会、全学学生委員会は原則月1回定例開催し、必要に応じて臨時開催、書面開催等を行っている。【資料 2-4-①-1】～【資料 2-4-①-3】

学生相談、健康相談等のための支援組織としては、学生課のほかカウンセリングセンター、保健室を組織し、適切に機能している。【資料 2-4-①-4】 【資料 2-4-①-5】

●国際交流センター

留学生の指導管理や学生の海外留学や海外研修を支援するための組織として、「国際交流センター委員会」を組織し、学生課（留学生支援担当）にて業務を行っている。

本学が行っている留学生の指導管理は①入学後の諸手続き②在留期間、在留資格に関する指導③学外奨学金制度の案内、申請手続き④進路支援⑤生活指導・相談⑥留学生学友会の支援を主に行っている。他に、コロナ感染による出入国健康管理を出入国管理局の指導のもと留学生に情報を提供し、システムに組み入れ、入国時に困らないように入学前から指導している。

また、在学中の学生の知見を広げるために、留学や国際交流の取り組みにおける業務も担っている。具体的には、①ミシガン州立大学連合日本センター主催の国内留学への参加②メルボルン看護研修③彦根市と連携したオンラインによるシャンタン市との交流④学内国際交流会等を行っている。

その他、本学は滋賀県留学生交流推進会議における生活・経済部会長校としての業務など、県内でも中心となって留学生の支援や情報交換等を積極的に行っている。

【資料 2-4-①-6-h】 【資料 2-4-①-13】 ～ 【資料 2-4-①-18】

●保健室

保健室には、学校医（非常勤）と学生課の担当職員（看護師）を配置し、学生や教職員の健康に関する業務に取り組んでいる。【資料 2-4-①-19】

定期健康診断は、毎年4月のオリエンテーション期間に実施し、今年度の受診率は98%である。当日体調不良等で未受診の学生に対しても、後日の受診をフォローしている。秋入学の中国人留学生に対しては検査施設へ引率し、健康診断を実施している。また、健康診断結果証明書の発行と全学生の健康管理ファイルの作成等を行っている。【資料 2-4-①-20】

日常での学生や教職員の健康相談や学内での負傷や急な発病時の応急処置のほか、看護学部学生及び別科助産専攻学生及び、公認心理士資格取得を目指す人間学部学生に対する臨地実習機関への抗体検査の報告書の作成している。【資料 2-4-①-21】

両学部及び別科助産専攻の学生に対しては、入学時に麻疹・風疹・T-SPOT 検査を実施している。更に実習に参加する看護学部、別科助産専攻、及び公認心理師資格の取得を考えている人間学部の学生には、小児感染症抗体価検査及びB型肝炎・T-SPOT 検査を実施している。

抗体価が基準に満たない学生に対しては、追加ワクチン接種を推奨し、接種後は接種証明書の管理を行っている。

コロナ禍においては新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策や、その設備の管理（サーモグラフィカメラ、消毒剤の補充）、学内における学生・教職員の新型コロナ

ウイルス感染発生時の対応や感染状況の把握を行っている。また、インフルエンザやコロナウイルスのワクチン接種の業務に携わっている。

●カウンセリングセンター

平成 15 年の開室以来、多くの学生相談や外部相談の来談者を迎え、学生の心身の成長の支援と地域の方々に気軽に相談できる施設として貢献している。3 名の専任教員（公認心理師・臨床心理士）と 2 名の非常勤相談員（臨床心理士）が、人間関係の悩みや自己の性格などの悩みに加えて、発達障害や精神的な疾病、それに付随する症状などからくる学業や日常生活の行き詰まりなどの相談を受けている。具体的な活動としては、友人関係や集団に馴染めないなど、大学生活を送る上で不安を感じたり、自己を見つめる機会の必要性を感じたり、些細なことを含めて相談事があるときに、カウンセリングや箱庭療法などの心理的支援を提供している。また、気軽にセンターへ来て空間利用できるよう居場所の開放も行っている。【資料 2-4-①-4】

また、学生がより充実した学生生活を送るため、学生だけではなく、保護者や家族からの相談を行っていることも大きな特色である。さらに教員コンサルテーションとして、教員が学生に対し、指導・支援を行う上での見立てや対応・方策について相談についても受けている。【資料 2-4-①-22】

ハラスメントによる困り事について、ハラスメント防止委員会等と協力し、ポスターの掲示等でハラスメント防止の啓発に努めるとともに、入学オリエンテーション時には、学生便覧をもとに説明を行い、センター内に相談窓口を設置し、的確・迅速に対応している。普段から「こころの状態」に耳を傾けられるキャンパスの環境を整備するために「カウンセリングセンターだより」を発行し、掲示するとともに学生に配信している。また、他相談機関における研修会・講習会の実施についてポスター掲示で案内している。【資料 2-4-①-23】【資料 2-4-①-24】

2) 学生生活の支援

学生生活等の支援については、学生委員会及び学生課を中心に行っている。

年度当初に有意義な学生生活を送るために必要な情報、学内施設の案内・利用方法などを掲載した「学生便覧」を配付し、基礎ゼミ（人間学部）及びオリエンテーション（看護学部）にて学生生活の支援について説明している。具体的な内容としては、奨学金、学生保険、各種証明書発行、課外活動、学生団体支援、施設鍵・用具等の貸出、ボランティア活動、アルバイトの紹介、ハラスメントへの対応などである。【資料 2-4-①-6-a】

●新入生オリエンテーション・研修

毎年 4 月に新入生オリエンテーションを実施している。人間学部ではガイダンスを看護学部では、地域を知ることと学生同士の親睦を深める目的で入学後に学外オリエンテーションを半日の日程で開催している。

●本学独自の奨学金制度

〈人間学部〉

選抜試験（一般選抜【A 日程】、大学入学共通テスト利用選抜【前期】）において優秀な成績を修めた者に、入学年度に 30 万円の奨学金を支給する「人間学部特別奨学金」と、

高校時代の競技スポーツの成績が優秀な学生に対して授業料全額免除・半額免除・1/4 免除を行う「スポーツ特待制度」を整備している。

〈看護学部〉

選抜試験（一般選抜【A 日程】【B 日程】）における成績上位者に最長 4 年間授業料全額免除を行う「特別奨学金」と、本学看護学部在学中に優秀な成績を修めた学生に、最長 3 年間授業料半額免除を行う「成績優秀者特別奨学金」を整備している。また、新年度ごとに学部長から対象者に対して、「特別奨学金」を受けるにあたり、自覚と責任を持つよう促すための面談を行っている。

〈私費外国人留学生〉

外国人留学生で経済的理由により就学が困難な学生を対象に授業料減免を行っている。

【資料 2-4-①-7】～【資料 2-4-①-9】

●学生保険

正課や課外活動中の事故・怪我に備え、学生全員が「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」に加入している。また看護学部及び別科助産専攻の学生については、総合補償制度「Will」に全員加入させ、実習中の万が一の感染事故等に備えている。さらに任意で「学研災付帯学生生活総合保険」、特別クラブの学生向けに「スポーツ安全保険」を案内している。「Will」では、コロナ陽性者には、入院給付金が支給されることを学生に周知した。【資料 2-4-①-6-c】

●課外活動等の支援

本学には、学生が主体となって行う学園祭や球技大会等さまざまなイベントを企画立案、実施する「学友会」や、体育系クラブが 6 団体、文化系クラブが 4 団体、その他同好会が 2 団体、総数 12 の団体が活動している。また、認定クラブ・同好会に対して、大学施設の一部を部室として利用することを認めたり、遠征の際にはバスの利用による交通手段の確保を行ったり、活動の活性化を図っている。大学が認定するクラブ・同好会には、専任の教員が顧問として参加し、活動に対する指導助言を行っている。また原則毎月 1 回の「クラブ長会議」を開催し、各クラブ・同好会の代表者と大学側（クラブ担当の学生委員・学生課職員）とで情報共有を行っている。

なお、活動実績が顕著なクラブ・同好会については、クラブからの申告を受け、全学学生委員会にて審議の上、「クラブ活動奨励金」として毎学期に対象となるクラブ・同好会に奨励金を支給している。

ボランティア活動は、本学学生にとって、学内の授業では得られない地域社会の人々との貴重な交流の場であり、キャリア形成の視点から積極的に奨励している。さらに参加を大学として支援するため、平成 28(2016)年 4 月に「聖泉大学学生ボランティア活動への支援に関する規程」を定め、積極的な参加を促す体制を整えている。地域社会（地元自治会等）から要請のある各種の行事などに対する学生ボランティア依頼については学生課、行政等規模の大きい団体からの依頼は地域連携交流センターを通して適宜学生に紹介している。【資料 2-4-①-10】

学生生活における一大イベントである学園祭を運営する学友会や、学生が立案・運営する各種イベントの運営団体に対して、学生委員会や学生課の職員が指導・支援している。コロナ禍において、令和 3(2021)年度には対面とオンラインのハイブリッド開催としたが、今年度はコロナ感染対策を徹底しながら地域の方の参加を認めながら対面で実施していく。【資料 2-4-①-6-d】

●実習時の支援

本学の看護学部・別科助産専攻の臨地実習に対する支援として、スクールバスでの送迎や、病院近くに宿泊するためのホテルや寮の手配、補助を行っている。臨地実習施設から求められる抗体検査や検便の費用を大学が全額負担している。インフルエンザワクチン接種は2年生、3年生、別科助産専攻の学生を対象に一部負担している。令和 4(2022)年度から人間学部心理実習での臨地実習が実施されることとなり、この実習についての支援を図っていく。

●学生表彰

本学では「聖泉大学学生表彰規程」を定めており、学業等において顕著な功績があり他の学生の範となる学生に対して「学長表彰」を顕彰、課外活動、ボランティア活動、その他社会活動等において学内外から高い評価を受けたものに対して「学長奨励表彰」を顕彰している。

令和 3(2021)年度の「学長表彰」の対象学生は、人間学部 3 名、看護学部 4 名であった。【資料 2-4-①-11】

●通学に係る学生支援

本学では学生の通学を支援するため、JR 稲枝駅と聖泉大学間にスクールバスを運行している。また朝夕路線バスが 2 便ずつ運行されている。通常授業の際は運行時刻表（迎え 6 便、送り 6 便）の通りであり、運行表の★印の時刻はスクールバス 2 台で対応している。なお、学校行事がある場合や休業期間などは臨時運行となる。さらに、図書館、自習室の夜間開館終了(21:00)に合わせて、5 時限終了時以降もスクールバスを運行している。【資料 2-4-①-12】

また、本学では交通の便を考慮して自動車通学を認めており、学生駐車場を設置している。希望する学生は、所定の手続きを取れば自動車通学が可能である。体育館裏にはバイク・自転車の駐輪場も設置しており、100 台程度の駐輪が可能である。【資料 2-4-①-6-e】

●大学敷地内禁煙について

本学は平成 21(2009)年度から敷地内全面禁煙を実施している。全学学生委員会と学生課及び学生有志が協働して、年数回の立ち番指導と吸い殻等のゴミ拾いを実施している。また併せて、西門側の南金沢団地内の自動車・バイクによる通行禁止エリアの見回り指導も行っている。【資料 2-4-①-6-f】

●その他の学生支援

学生が交流を楽しむ場として、学生ラウンジを設置している。ラウンジには広い机において、歓談スペースを設けているほか、売店においては文房具や飲食品などの販売を行い、学生が利用しやすい形となっている。またラウンジ前に、弁当等を温められるよう電子レンジを設置している。また、学生からの要望もあり、夏場に扇風機、冬場にストーブを置くなど、学生が過ごしやすい快適な空間づくりに取り組んでいる。

- 【資料 2-4-①-1】 聖泉大学人間学部学生員会規程
- 【資料 2-4-①-2】 聖泉大学看護学部学生委員会規程
- 【資料 2-4-①-3】 聖泉大学学生委員会規程
- 【資料 2-4-①-4】 聖泉大学カウンセリングセンター規程
- 【資料 2-4-①-5】 聖泉大学学則 p 1002 参照
- 【資料 2-4-①-6-a】 学生便覧 2022 p31-40
- 【資料 2-4-①-6-b】 学生便覧 2022 p36
- 【資料 2-4-①-6-c】 学生便覧 2022 p37
- 【資料 2-4-①-6-d】 学生便覧 2022 p71-72
- 【資料 2-4-①-6-e】 学生便覧 2022 p39
- 【資料 2-4-①-6-f】 学生便覧 2022 p40
- 【資料 2-4-①-6-g】 学生便覧 2022 p84
- 【資料 2-4-①-6-h】 学生便覧 2022 p81-82
- 【資料 2-4-①-7】 聖泉大学奨学金規程
- 【資料 2-4-①-8】 2022 年度学生募集要項 p 16・30
- 【資料 2-4-①-9】 特別奨学金給付要領
- 【資料 2-4-①-10】 聖泉大学学生ボランティア活動への支援に関する規程
- 【資料 2-4-①-11】 聖泉大学学生表彰規程
- 【資料 2-4-①-12】 スクールバス運行表
- 【資料 2-4-①-13】 聖泉大学国際交流センター委員会規程
- 【資料 2-4-①-14】 聖泉大学学生留学規程
- 【資料 2-4-①-15】 JCMU 国内留学
- 【資料 2-4-①-16】 2020 年度看護研修
- 【資料 2-4-①-17】 オンライン国際交流実施要項
- 【資料 2-4-①-18】 2021 年 11 月号広報ひこね
- 【資料 2-4-①-19】 健康診断証明書(例)
- 【資料 2-4-①-20】 保健室利用状況表
- 【資料 2-4-①-21】 抗体価検査報告書(例)
- 【資料 2-4-①-22】 カウンセリングセンター利用状況
- 【資料 2-4-①-23】 カウンセリングセンターだより
- 【資料 2-4-①-24】 カウンセリングセンター活動報告

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

経済的支援については、高等教育の修学支援新制度を十分活用する一方、新制度の基準外となったが経済支援を必要とする学生の把握と、それらの学生に対してワークスタディ制度の導入や奨学金制度の周知徹底等、大学独自の経済支援策を確立し、学生が経済的な不安から学修困難とならないように支援を行う。

学生の健康管理については、保健室と連携を図り、健康に関する注意事項の一層の周知を図る。特に禁煙指導は、啓発ポスターの掲示や学内メールによる注意喚起の発信を行っている。

近年、学生の課外活動参加率が減少傾向にあったが、コロナ禍のため大学として活動を自粛したことから、課外活動がますます停滞している。ウィズコロナ時代への転換を見据えた活動を展開し今後、更なる活性化を図る。

その他学生生活の諸問題も複雑で多岐にわたることが予測できるため、これまで以上に支援体制を整備・強化していく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地面積は 33,937 m²あり、大学の基準面積 6,400 m²を大きく上回り、ゆとりあるキャンパスとなっている。校地内には校舎以外に、運動場、人工芝グラウンド、テニスコート、体育館、クラブハウス、学生・教職員用駐車場及び駐輪場を設け、本館前の中庭部分は学生が集える空間として適切に整備・活用されている。【資料 2-5-①-1】

また、令和 3(2021)年度に、本館前の中庭部分を利便性向上・安全性確保の観点からロータリーに変更するとともに、大学の玄関口をラウンジ側に変更した。更に、令和 3(2021)年度と令和 4(2022)年度にかけて、体育館と本館棟の屋根及び外壁改修に取り組むなど、快適な学修環境の提供に努めている。【資料 2-5-①-2】

校舎面積は 10,266 m²あり、大学の基準面積 7,603 m²を満たしており、適切に整備・活用されている。校舎（本館）は、人間学部、看護学部、大学院及び別科の共用となっており、1階は理事長室、学長室、会議室、事務室、図書館、学生自習室、看護・別科実習室、2階はコンピュータ室（第1～第4）、大学院生研究室、教員研究室、カウンセリングセンター、3階は講義室、中講義室、4階は講義室、大講義室（座席数 252 人）、教員研究室、臨床心理実習室などが配置されている。また、看護棟（2階建）には教員研究室、看護実習室、大学院講義室がある。教室内備品に関しては、中期目標・中期計画に基づいて、整備している。令和 3(2022)年度には、効果的なアクティブ・ラーニング型の授業に対応するために可動式の机椅子を導入したり、プロジェクターの更新、大きな教室ではサイドモニターを

設置したりするなど、学修環境の充実を図っている。看護学部の学生には、実習用のユニフォームに更衣するための更衣室と、一人一台の学生用ロッカーを設置している。本館の1階には売店が、体育館の2階には食堂があり、学生や教職員向けに営業している。【資料 2-5-①-3】

本学のすべての建物は、新耐震基準で建築されており、耐震基準を満たしている。【資料 2-5-①-4】

【資料 2-5-①-1】 基準面積

【資料 2-5-①-2】 施設改修計画

【資料 2-5-①-3】 学生便覧 p 101-104 学舎配置図

【資料 2-5-①-4】 建物の耐震化率

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

■図書館

本学の図書館は、延床面積 491 m²、閲覧席は 100 席である。国家試験対策など学生の学修環境を充実させるため、開館時間は、平日は 8 時 50 分～21 時、土曜日は 9 時～17 時である。令和 4(2022)年度 6 月 1 日現在では、コロナ禍対応として、平日 8:50～19:00 までの開館としている、館内には、蔵書検索用パソコン 5 台、学生用ノートパソコン 18 台、プリンター 1 台、視聴覚資料コーナーを設置している。無線 LAN 環境を整備し、学生が自習で利用できる環境を整えている。図書館の資料管理を強化するため「ブックプロテクションシステム」を導入しており、蔵書管理を行っている。導入以降、紛失資料が年々減少し令和 3(2021)年度は新規の紛失が 0 となる等、利用環境の改善が図れた。【資料 2-5-②-1】

図書館には、書籍や学術雑誌、視聴覚資料を置いている。その他にも電子ブック、「映像配信サービス (ビジュランクラウド)」を整備し、電子ジャーナル・データベースも導入している。また、「図書館蔵書検索システム (WebOPAC)」、電子ジャーナルなどさまざまなツールを相互にリンクさせるシステム (SFX) を導入している。聖泉大学において作成された研究・教育活動の成果を電子的に収集、蓄積、保存し、学内外に公開していくため、学術機関リポジトリを運用している。【資料 2-5-②-2】

コロナ禍においても利用時間や利用人数を制限して開館し、「リモートアクセスサービス (RemoteXs)」の提供や電子ブックを充実させ、自宅から利用できる図書館サービスの拡充を行い、その利用方法についてホームページ等で周知を図った。

滋賀県内 13 大学・短期大学図書館の連携で、各大学教職員・学生がそれぞれの大学図書館を相互利用できる「滋賀県大学図書館連絡会共通閲覧システム」により、本学の図書館利用だけに留まらず、幅広い図書館の利用ができる環境にある。

地域に開かれた図書館として、一般利用者を受け入れている。

なお、図書館は、図書館長および職員で管理・運営されている。図書館長 (委員長) と各学部の教員によって構成される「図書委員会」では、毎年「図書館アンケート」を実施し、学生からの意見を取り入れ、利用しやすい図書館づくりに取り組んでいる。また、学部教員による選書購入を実施することで、図書を通じて学生と教員を繋ぐ役割も担ってい

る。他にもリクエストにより随時学生・教職員からの希望資料の購入を検討するなど図書館利用促進のための取り組みを図っている。また、学生の意見を取り入れ、学生にとって有意義な図書館にするため「学生図書委員会」を置き、「学生選書」による図書の購入を行っている。

年に1度、「The Seisenians」を発行し、教員からのおすすめ図書やアンケート結果、図書館に関するサービスについての案内を行っている。また、より学生目線での情報発信のために、学生図書委員会から「図書情報紙 Knowledge Friends」の発行等を行っている。

【資料 2-5-②-3】～【資料 2-5-②-5】

■情報センター

情報サービス施設については、情報センターが一括して管理・運営を行っている。情報センターは本館2階に設置されており、コンピュータ室を4室有している。授業用のコンピュータ室（第2～第4コンピュータ室）では「教育支援システム」を導入し、教員用パソコンの画面を中間モニターで確認しながら学生は授業に取り組むことができると同時に、教員は学生用パソコンの画面を確認する機能を使うことで、学生の状況を把握しながら授業を進めることが可能となっている。第1コンピュータ室については学生の自主学習専用に開放しており、情報センター事務室で手続きを行うことで利用することができる。コロナ禍においても、機械換気による換気量の確保や、座席や利用時間の制限、ビニールシートによる隣席との仕切りの導入などにより、安全に利用ができるようにしている。また、パソコンのWebカメラ機能を活用し、オンライン授業の受講や収録に活用されている。

情報センターではコンピュータ室の運営のほかに、学生教職員のパソコンの利用に関するフォローアップも適時行っており、日常の利用に支障が生じる事態を低減させるようにしている。

学内のパソコンは、学内の主要施設に敷設された学内LANを通してサーバー群と接続されており、学内LANに接続されたすべてのパソコンからインターネットの利用が可能となっている。ユーザーの設定情報はWindowsのドメイン環境において一括管理され、学内LANを通じて設定情報が送られ、どのパソコンであっても同じ環境で利用可能となっている。

学内LANとは独立した形で運用している無線LANは、学生や教員が好きな端末でインターネットへアクセスすることができるようにしており、リアルタイム遠隔授業の配信・受信に活用され、コロナ禍における教育にも寄与している。

セキュリティの面では、ウイルス対策の徹底やセキュリティホールに対するアップデートの集中管理を行っている。学内専用ページでセキュリティ情報を提供するなどし、マルウェアによる被害が発生しないように備えている。

情報センター委員会を設け、教学部門からの要望を受けたり、情報センターからの情報を伝達したりするために、定期的に会議を開催している。【資料 2-5-②-6】【資料 2-5-②-7】

■実習室

人間学部における専門的知識・技能の養成や自主的・集団的な学修・研究の充実のため、臨床心理実習室、心理実験室、行動観察室、記録・分析室を設けている。臨床心理実習室

は、心理療法の1つである遊戯療法や音楽療法を実体験的に学習する実習室であり、箱庭療法のセットなどが揃えられている。心理実験室は個別面談の実習や心理検査実習で利用する実験室で、臨床・発達心理領域等の研究で利用することができる。【資料 2-5-②-8】

看護学部において、看護学を学ぶための実習室及びシミュレーター等の設備を完備している。基礎看護学実習室では、各ベッドはカーテンで仕切ることによって病院の多床室を設定し、患者役のプライバシーを守りながらの医療者としての倫理観を含めた演習・グループ学習が円滑にできるよう整備している。また、注射など手元作業が見えるような技術は、ベッド周囲に設置されている10台の大型モニターで確認できる設備を完備している。成人・老年看護学実習室は、周術期看護やフィジカルアセスメントの演習ができるようにシミュレーターを導入し、老年期特有の機能を理解できる疑似体験モデルを整備している。母性・小児看護学実習室では、新生児人形を使った沐浴や妊婦モデル・小児モデルや子どもの成長発達に必要な遊びの道具などを完備している。地域・在宅看護学実習室では、家庭を再現した畳の演習室を整え、訪問看護や保健師の家庭訪問の演習ができるようにしている。また、精神看護学演習室では、「こころ」を理解するための演習室を完備し、箱庭療法のセットを揃えている。各実習室には、講義や演習、実習という授業形態や学生の人数に対応できる部屋を分割するパーテーション、移動が可能な机や椅子の配置、遠隔授業や映像授業を効果的に実施するためのパソコン、プロジェクター、映像音響システム、基礎看護学実習室では大型のモニターが設置されデジタル化を図っている。【資料 2-5-②-9】

別科助産専攻では、滋賀県内の実習病院において学生一人当たり正常分娩が10症例を経験させる必要があるため、分娩台、沐浴用具、実習モデル人形等を完備している。【資料 2-5-②-10】

■自習室

自習室においては、月曜日から金曜日の9時から21時の間で利用できるよう開放している。令和2(2020)年度、同窓会の寄付を受けて、自習室用机を15台設置した。さらに令和3(2021)年度、新たに5台を追加し、学生の利用状況に応じて自主学習の環境整備の向上を図った。また、自習室にはインターンシップの案内や進路関係の資料、医療機関の案内パンフレットを設置している。その他、給茶機の設置や、アルバイト情報の掲示、学生向けの雑誌を12誌配架しており、休憩時間等にも利用できるようにしている。なお、自習室利用上の注意事項については学生便覧にて周知をしている。【資料 2-5-②-11】

【資料 2-5-②-1】 エビデンス集共通基礎様式1

【資料 2-5-②-2】 本学ホームページ (図書館)

<https://www.seisen.ac.jp/fuzoku/library>

【資料 2-5-②-3】 聖泉大学図書館利用規程

【資料 2-5-②-4】 聖泉大学図書館広報「The Seisenians No.36」

【資料 2-5-②-5】 聖泉大学学生図書情報誌「knowledge Friends vol.5」

【資料 2-5-②-6】 本学ホームページ (情報センター)

<http://www.seisen.ac.jp/fuzoku/joho>

【資料 2-5-②-7】 聖泉情報システム利用規則

【資料 2-5-②-8】 本学ホームページ(人間学部 実習施設・設備)

<http://www.seisen.ac.jp/gakubu/ningen/shisetsu>

【資料 2-5-②-9】 本学ホームページ(看護学部 実習施設・設備)

<http://www.seisen.ac.jp/gakubu/kango/shisetsu>

【資料 2-5-②-10】 本学ホームページ(別科 実習施設・設備)

<http://www.seisen.ac.jp/gakubu/bekka/shisetsu>

【資料 2-5-②-11】 学生便覧 学生生活 (5) 自習室 p33

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学の校舎は、昭和 59(1984)年以降に竣工され、現行の耐震基準を満たしている。バリアフリーについては、本館(4階建)の玄関及び図書館出入口の自動ドア、保健室及び事務室出入口の引き戸、エレベータ、スロープ、本館一階廊下の点字ブロック、身障者用トイレ、身障用駐車場等を設置している。また、前庭をロータリー化することによって車の通行ルートを明確化し、学生や教職員、来客がより安全に校舎に入れるようになっている。

【資料 2-5-③-1】

AED を校舎の入り口前に設置し、緊急事態に備えている。実際に緊急時において活用できるよう、使い方等の応急処置の方法は学生便覧に掲載している。【資料 2-5-③-2】

学生への連絡事項等は、学生がスマートフォン等で確認できる AA システムを活用して、随時連絡を行っている。また、学内ではラウンジと事務室前の電子掲示板にて周知している。

【資料 2-5-③-1】 学生便覧 学舎配置図 p101-104

【資料 2-5-③-2】 学生便覧 学生生活～知っておきたいリスク～

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

■学部

人間心理学科の学生は、入学定員 75 人であり、語学関係科目は 2 クラス、情報関係科目は 2～3 クラス、キャリア教育科目の「基礎ゼミ」は 1～4 クラスに分けて行っている。専門科目(選択科目)は、20～30 人程度のクラスサイズで実施している。

講義室の大きさは、専門演習を行う講義室 20 人程度から 100 人収容の講義室を用意しており、履修登録の学生数に応じて適切に運用している。100 人を超える授業科目の場合は、252 人を収容できる 455 講義室を使用している。

看護学科の学生は、入学定員 80 人であり、原則として授業は 1 年次 1 開講で行っている。情報関係科目やスポーツなどの実技科目は、40 人程度までの少人数クラスで実施している。1 年次・2 年次の基礎看護技術演習に関しては、確実な技術指導や学生の安全を守るために、80 名を 2 クラスに分けて、少人数制で行っている。また、授業におけるグループワークは、講義形式の授業に加えて、看護過程の展開には多大な時間をかけており、個人ワークの指導も十分に行っている。さらに、3 年次から始まる卒業研究については各領域別のゼミナール形式で、少人数制のグループごとに教員が配置されている。3 年次後期には集団による卒業研究に必要な知識の習得から、4 年次前期には個別による研究

の実際を教員の指導のもとに学んでいる。卒業研究の成果は、次年度生を含む2学年による発表会を学会形式で実施している。地域統合実習も、各領域別のゼミナールで学生個々のテーマに基づいた実習目標の設定から実習計画立案を行い、目標の到達を目指した実習を実施している。【資料 2-5-④-1】 【資料 2-5-④-2】

臨地実習については、原則5～6人を1グループとしているが、施設側の感染対策に則り3～4名に1グループを編成しなおして病院や施設（訪問看護ステーションや地域包括支援センターはさらに少人数）で実習を行い、1グループごとに滞在型指導体制で教員を配置している。4年次前期の地域統合実習においては、各領域のゼミナールで学生個々が主体的にテーマに基づいた実習目標の設定から実習計画立案している。4年間の看護学の統合を目指した実践的実習であり、自己の実践した内容の報告書の作成までを実施している。

また、コロナ禍への対応として、令和2(2020)年度から、従来の収容定員の50～80%の収容人数で教室を割り当て、感染対策を取りつつかつ教育効果が上げられる環境を整えた。あわせて、遠隔授業の実施にあたっては、各教室においては、映像音響設備を更新し、映像を配信できるシステム（Zoom、メディアサイト等）を導入することで、在宅及び研究室からも遠隔授業の配信ができ、学生は自宅等で受講ができるように環境を整えている。遠隔授業を受講するうえで、パソコン等の環境が整わない学生にパソコンの貸し出しを行っている。【資料 2-5-④-3】～【資料 2-5-④-5】

令和4(2022)年度からは家族内感染が増えたことに伴い、濃厚接触者による自宅待機学生への対応として、講義に対してはリアルタイムでの遠隔授業への参加、演習・実習に対しては、自宅待機期間終了後に「欠席届」を提出することで授業保障を行った。また確実に保障が行われているかのチェック機構として、教務課への連絡を義務化した。【資料 2-5-④-6】

■大学院

看護学研究科看護学専攻の院生は、1年次6人程度であり、講義室は、看護学部棟1階共同研究室N101(30㎡)、N102(30㎡)の2室で対応している。必修科目で6名以上になる場合は、学部で使用している教室で講義をおこなっている。他に本館2階の院生専用の研究室を、自習室を兼ねて整備している。研究室には、机、椅子、書架、パソコン、プリンターを配備し、学内LANやインターネットが利用できる環境を整備している。【資料 2-5-④-1】 【資料 2-5-④-2】

■別科

別科助産専攻の学生は1年課程10人であり、別科専用の講義室301において、設置されている電子黒板を使用した授業（パワーポイント・動画・Zoom・インターネット活用）を行っている。新型コロナウイルス感染症対策として、各個人の机を1m以上間隔の空け、換気を定期的に行うようにしている。実習室については、分娩台やインファントウォーマーを設置し、授業や演習、自己学習（分娩介助練習）に使用している。

【資料 2-5-④-1】 【資料 2-5-④-2】

- 【資料 2-5-④-1】 校舎平面図
- 【資料 2-5-④-2】 2022 年度前期授業時間割及び受講人数一覧（学部・大学院・別科）
- 【資料 2-5-④-3】 教室別コロナ対応座席表
- 【資料 2-5-④-4】 メディアサイト利用マニュアル
- 【資料 2-5-④-5】 パソコン貸出申込書
- 【資料 2-5-④-6】 令和 4 年度第 3 回全学教務委員会議事録

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

学修施設に関する要望は、アンケートや意見箱で学生の意見をくみ上げ、バリアフリー化も含めてより快適な学修環境となるよう、今後も検討を重ねていく。

授業を行う学生数の適切な管理については、引き続き学生数（履修人数）に応じ、教育効果を十分得られる環境を計画的に整えていく。その他、学生の声を聴きながら、学修環境の整備に取り組んでいく必要がある。また、感染対策のために席を固定としていることによる公平性を確保するための設備改善については、教室中ほどの大型モニターの設置やプロジェクターの交換を行い、教室の後ろの学生への設備を整えていく。当面のあいだは、1 か月ごとに指定席を変更して対応していく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見の汲み上げとして、授業評価アンケートを実施している。授業評価アンケートの結果は各科目担当教員に返却するとともに、担当教員は結果に対する報告書を各学部の学部長に提出し、教育方法や教育内容の改善に取り組んでいる。【資料 2-6-①-1】【資料 2-6-①-2】

学修支援が必要な学生の洗い出しは、各学年の担任やゼミ担当教員が成績を分析して支援内容を計画している。授業の出席状況や小テスト、レポート提出状況、成績評価などから、学修支援対象者なのか生活面での学修参加意欲の低下なのかの 2 側面から分析し、対象者を決定して本人と面談を行っている。

【資料 2-6-①-1】 2021 年度後期授業評価アンケート個票(例)

【資料 2-6-①-2】 2021 年度後期授業評価結果についての報告

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・

要望の把握・分析と検討結果の活用

昨年度学生生活全般に関する意見・要望については、「一言意見箱」として manaba（学習管理システムの掲示版機能）にて受け付け、学生の意見をくみ上げてきた。今年度は、本学ラウンジに意見箱を設置し、紙媒体による意見のくみ上げを行い、学生の意見・要望を幅広く聞く環境と機会を保つこととした。寄せられた学生の意見・要望については、取りまとめた後、各課・委員会などに振り分けて対応を検討し、スピード感をもって対応するためにも安易な要望については全学学生委員会での審議を経て、回答することとし、また協議を必要とする事項については教育研究評議会に諮った上で、各意見に対して学生に返答する仕組みとしている。直ちに実行できる意見・要望については改善策を実施し、解決することが難しい問題については、その理由と今後の見通しを学生に説明している。なお、個人情報については適正に管理し、当目的以外に使用することはないことと、投書にあたっての留意事項を明記している。【資料 2-6-②-1】

心理的な相談についてはカウンセリングセンターが、身体的な相談については保健室が中心となり担当している。

【資料 2-6-②-1】 令和 4 年度一言意見箱の回答数一覧（前期）

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

各学年のゼミにおいて個別面談を定期的に行い、学生の意見や要望の把握に努めている。また、特に気になる学生に関する面談結果や指導歴を学生委員会、教務委員会、教授会などで共有して、以後の指導に役立てている。

また、「一言意見箱」にて学修環境に関する意見・要望を把握している。学生の意見を受けて令和 4(2022)年の 5 月から教務課窓口の受付を 9:00 から 8:45 に変更したことで、レポートの提出や諸手続きが円滑に行えるようになるなど、大学での学修環境の改善に有効活用している。【資料 2-6-③-1】 【資料 2-6-③-2】

図書館においては、独自で利用に対しての意見箱を設置している。意見への回答は、館内の掲示版に掲示し、図書館利用の満足度を高める努力をしている。さらに学生図書委員を置き、利用や要望に関して意見をくみ上げている。【資料 2-6-③-3】 【資料 2-6-③-4】

【資料 2-6-③-1】 令和 4 年度一言意見箱回答

【資料 2-6-③-2】 令和 4 年度教務委員会議事録

【資料 2-6-③-3】 2021 年度図書館アンケート結果

【資料 2-6-③-4】 2021 年度図書委員会議事録

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活に関する全般的な意見・要望の把握とその検討結果の活用については、可能な事項については速やかに行っていると判断している。今後も学生の意見を manaba や、紙媒体によって広く学生の意見をくみ上げ、要望の把握と速やかな対応、満足度の向上に寄与できるよう継続して改善していく。

【基準2の自己評価】

学生の受入れについては、各学部、研究科、別科において定められたアドミッション・ポリシーに沿って各種の入学試験を実施している。開部以来定員未充足となっていた人間学部においては、令和6(2024)年度からの募集を停止することとなった。しかし、今年度は高校訪問や動画の配信等の広報活動の強化から認知度をより一層向上させ、受験者の獲得に取り組んでいる。一方で、在籍している学生や令和5(2023)年度に入学してくる学生には、これまでどおり学修や学生生活への支援を行い、学修においては単位修得できるようきめ細やかな指導と、学生生活においては満足度の高いサービスを展開していく。

学生の安心感を増すために、担任・チューター制を取り入れ、学生が担当教員に学生生活全般について相談しやすい体制をとっている。また、中途退学、休学及び留年防止の対応策については両学部の学生委員会・教務委員会及び学生課・教務課が、キャリア支援については看護学部学生委員会・人間学部進路支援委員会と学生課が、学生サービスについては学生委員会と学生課が、教職協働の体制で取り組んでいる。大学生生活に慣れるためのオリエンテーションや初年次教育の充実、教育効果を考慮した講義室やその他施設の学修環境の整備、奨学金や課外活動等の支援など、学生生活全般において学生に対する支援を行っている。留学生に対する支援をする組織や、保健室・カウンセリングセンターでの心身に関わる相談にも対応できる体制が整えられている。

学生の意見の組み上げについてはmanabaの活用や一言意見箱の設置、授業評価アンケートや学生の満足度調査などで行っている。収集した意見や要望は、関係委員会や部署等で検討され、学生サービスの改善に反映している。

このように、学生が主体的に且つ対話的に物事を捉えていくためにも、少人数によるきめ細かく特色ある学びを展開し、多くの人と出会い、数々の経験を重ねながら実りある取組を提供していることから、基準2を満たしていると評価する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

学部、研究科等のディプロマ・ポリシーは、大学の使命・目的及び教育目的を踏まえ、学校教育法施行規則の改正に沿って、明確に定めている。また、それに応じたディプロマ・ポリシーは、履修要項や本学ホームページに明記し、学内外に広く公開し、理解を促している。【資料 3-1-①-1】

本学の建学の精神は、「人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成する」ことで、この精神を具体化するために、卒業までに「自ら考え、判断し、行動する能力」と「他者を尊重・理解し、関係を構築する能力」をあわせもつ「人間力」を培い、地域に貢献できる人材を育成することを教育理念に置いている。

人間学部

人間学部は、教育理念を受け、本学部の課程において 124 単位以上の単位修得と必修等の条件を満たし、次のような能力・資質を備えた人物に対して学位を授与している。

(1) 人間の多様性を理解し受け入れる能力（多様性理解）

(2) 自律的で意欲的な態度（自律性）

(3) コミュニケーション力

(4) 専門的知識・技能の習得

(5) 地域や他者に能動的に貢献する姿勢（地域貢献性）

(6) 問題発見・解決力

【資料 3-1-①-2】

看護学部

令和 4(2022)年度より実施となる新カリキュラム開発に向けて、令和 3(2021)年度にディプロマ・ポリシーを見直すとともに、能力・資質についても見直しを行った。

令和 4(2022)年度新カリキュラム改正後の入学生に関しては、本学部の課程において看護師課程 124 単位以上、保健師課程 130 単位以上の単位修得と必要科目の履修等の条件を満たし、次のような能力・資質を備えた人物に学位を授与している。

D1 自ら成長する力（知識・理解）（態度・志向性）

d1 自己の将来像と目標をもち、社会人として自ら考え、判断し、行動できる力を養

う。

d2 学習の経験を関連付けながら学修を重ね、専門職としての使命と役割を認識できる。

D2 他者と関係性を築く力 (汎用的技能)

d1 相手の考えを尊重し、自己の考えも相手に伝える豊かなコミュニケーション力を身につける。

d2 多様な価値観・信条をもつ人々に対し、共感的態度で接し、信頼関係を築くことができる。

D3 人間の生命と尊厳を護る力 (態度・志向性)

d1 愛しみのこころをもち、人間の生命と尊厳、権利を護り、その人らしい生き方を支援できる。

d2 自己を省みる姿勢をもち、誠実で責任のある行動をとることができる。

D4 人間を総合的に理解する力 (汎用的技能)

d1 様々な環境、生活背景を持つ人々を、身体的、精神的、社会的、文化的側面から理解できる。

d2 あらゆる発達段階、健康レベルにある人々を、地域で生活を営む人として捉えることができる。

D5 論理的に思考し、根拠に基づき実践する力 (統合的な学習経験と創造的思考力)

d1 対象者の健康課題を思考、判断し、根拠に基づいた最良のケアを計画、実施、評価できる。

d2 対象者の意思決定を支え、自立を支える柔軟かつ創造的なケアを導くことができる。

D6 協働、連携する力 (態度・志向性) (汎用的技能)

d1 多様な看護活動の場を理解し、保健・医療・福祉チームの一員として多職種と協働、連携できる。

d2 健康づくりのパートナーとして、コミュニティの人々と共に健康推進活動に参加、実践できる。

D7 グローバルな視野で応用する力 (総合的な学習経験と創造的思考力)

d1 国際的視野で人々の健康や生活を捉え、国、民族、文化の違いを超えた看護の役割を認識できる。

d2 地域の健康課題の解決、ヘルスシステムの充実に向けて、包括的な視野から政策を考察できる。

D8 継続学習と社会に発信する力 (総合的な学習経験と創造的思考力)

d1 多様化する人々の健康ニーズに対し、広域的、継続的に専門性を深化、探求する力を身につける。

d2 社会の動向や技術の進展をふまえ、看護の発展に寄与、発信する姿勢を身につける。

令和3(2021)年度以前に入学した学生に対しては、教育理念を受け、本学部の課程において130単位以上の単位修得と必要科目の履修等の条件を充たし、次のような能力・資質

を備えた人物に学位を授与している。

- (1) 広く教養を身につけ、対象となる人や家族、地域社会が理解できる。
- (2) 人々の健康について理解し、その予防や疾病・障害をもつ人々の健康を促進する能力が修得できる。
- (3) 個人や集団を対象としたコミュニケーション能力が修得できる。
- (4) 看護職としての基礎的能力と倫理観、看護を探究するための研究的能力が修得できる。
- (5) 社会人として必要な思考力、行動力、チーム力が修得できる。【資料 3-1-①-3】

大学院

看護学研究科では、建学の精神を受けて定めた本研究科の教育理念に基づき、各領域における専門的知識を深め、「実践力」「マネジメント力」「教育力」「研究能力」を有する看護実践リーダーを育成することを教育目的とし、ディプロマ・ポリシーを次の通りとしている。

基準となる単位を修得し、広い視野に立って専門知識を深め、実践力、マネジメント力、教育力、研究能力を身につけた者で修士論文についての研究成果の審査及び最終試験に合格した者に修士（看護学）の学位を授与する。【資料 3-1-①-4】

別科

別科助産専攻は教育理念を受け、助産専攻課程において 35 単位以上の単位取得の修了要件を充たし、次のような能力・資質を備えた人物に修了認定をしている。

- (1) 助産師としての使命感・倫理観を備え、多面的な視野で対象を理解できる。
- (2) 助産の実践科学としての基礎的な知識と技術、判断能力を修得している。
- (3) 地域特性や対象の個別性を理解した上で、関連職種と連携し、継続的な母子保健活動をするために必要な知識を修得している。
- (4) 助産専門職として必要な対象者を尊重した態度、コミュニケーション能力を身につけている。
- (5) 助産師の責務を果たすために主体的に学び、自己研鑽・研究していく基本的姿勢・能力がある。

以上のディプロマ・ポリシーに到達し、かつ、社会のニーズに対応した助産師を養成するために、令和 4(2022)年度にカリキュラムを改正し、「助産診断・技術学」の強化を行った。
【資料 3-1-①-5】

【資料 3-1-①-1】 本学ホームページ（情報公開：3 つのポリシー）

<http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

【資料 3-1-①-2】 2022 年度人間学部履修要項

【資料 3-1-①-3】 2022 年度看護学部履修要項

【資料 3-1-①-4】 2022 年度履修要項(看護学研究科)

【資料 3-1-①-5】 2022 年度履修要項(別科助産専攻)

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等は学部・研究科ごとに明確に定めており、それぞれの履修要項において学生、教職員に周知されている。また学生に対しては、教務委員の教員又は担任が入学時、進級時のオリエンテーションの時間を用いて、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等について説明を行っている。各科目の成績評価については、シラバスで明記した上、第一回の授業内で周知している。

単位認定は、大学学則第 36 条に定められており、試験等を行い、合格した者に単位が与えられる。成績評価は、原則として学期ごとに実施される定期試験によって行われる。また、成績評価基準等は、大学学則第 35 条に定めており、シラバス（授業計画）に各科目についての成績評価基準・方法を明示している。

卒業要件として、最低取得すべき単位数は、学部ごとに定めている。さらに科目区分ごとに取得が必要な最低単位数を定めている。卒業認定は、大学学則第 42 条に定められており、休学期間を除き、本学に 4 年以上在学し、所定の要件に沿って必要な単位を修得し、原則として、入学時からの累積 GPA が 1.5 以上の者について、各教授会の審議を経て、学長が認定している。

【資料 3-1-②-1】 本学ホームページ（情報公開：3 つのポリシー）

<http://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

【資料 3-1-②-2】 聖泉大学学則

【資料 3-1-②-3】 聖泉大学大学院学則

【資料 3-1-②-4】 聖泉大学別科助産専攻規程

【資料 3-1-②-5】 聖泉大学学位規程

【資料 3-1-②-6】 聖泉大学人間学部規程

【資料 3-1-②-7】 聖泉大学看護学部規程

【資料 3-1-②-8】 聖泉大学人間学部履修規程

【資料 3-1-②-9】 聖泉大学看護学部履修規程

【資料 3-1-②-10】 2022 年度人間学部履修要項

【資料 3-1-②-11】 2022 年度看護学部履修要項

【資料 3-1-②-12】 2022 年度履修要項(看護学研究科)

【資料 3-1-②-13】 2022 年度履修要項(別科助産専攻)

【資料 3-1-②-14】 オリエンテーション日程表

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

3-1-②に示す通り、単位認定基準、進級及び卒業・修了認定基準は明確に定めており、その適用にあたっては、教授会等において厳正に行われている。2022 年度カリキュラム改正に伴う、過年度生の科目読み替えと DP・卒業要件に関する履修登録指導については、各

学部の教務委員長が、対象学生への指導を4月と9月に個別で指導を行っている。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

今後も継続的に教育目的に基づいたディプロマ・ポリシーを策定し周知するとともに、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、卒業認定及び修了認定基準を厳正に適用していく。また、各学部・研究科では、社会情勢や高等教育行政の動向や教育現場における潜在的ニーズの変化に対応したディプロマ・ポリシーを見直していく。（成績評価や科目目標の達成度、授業評価アンケート調査によって）

看護学部及び別科助産専攻においては、令和4(2022)年度の「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」の改正に伴いカリキュラム改正を行い、ディプロマ・ポリシーを見直し、カリキュラム・ポリシーへ展開している。入学時や進級時には教務委員の教員または担任がオリエンテーションの時間を用いて、三つのポリシーについて説明を行っているが、周知の方法について検証し、より学生の理解を深める仕組みをつくる。

さらにDPと科目との整合性を確認するためにマトリックスでの一覧を作成した。今後は、評価基準についての検討を行い、教務委員会と教務課で、DPの到達度を図るためにルーブリック評価を作成し、今年度末には統一化していく方針である。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

「基準項目3-2を満たしている。」

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

ディプロマ・ポリシーを達成するための教育課程の方針であるカリキュラム・ポリシーは学部・研究科毎に以下の通り定めており、履修要項及びホームページに明記し、学内外に広く公開し理解を促している。

人間学部

本学部では卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に掲げる目標を達成するために、「教養科目」、「キャリア教育科目」、「専門科目」、「特殊演習・ゼミ・卒論」を体系的に編成し、講義・演習・実習を適切に組み合わせた授業を開講し、教育内容、教育方法、教育評価の方針を定めている。【資料3-2-①-1】

看護学部

看護学部では卒業の認定・学位授与の方針に掲げる目標を達成するために、「教養科目」においては、「人間理解及び人間を取り巻く社会と環境の理解」に力点を置いた科目を配置している。「専門科目」では、人体の構造と機能、疾病の成り立ちや人のライフサイクルに応じた看護を実践的に学べるように「人間の心身と健康障害の理解」「健康生活を支えるための看護」に関する科目を配置している。

また、看護の本質である健康で豊かな生活を探求するために、生活者としての対象者を看護の視点からアセスメントする能力を身につけ、「臨地実習」において、その理論・技術の統合を図る。また、臨地実習終了後に「卒業研究」に取り組むことにより、看護の基礎的研究能力及び研究的態度を培う。さらに、入学から卒業まで4年間を通して、社会人として必要な能力が身につけられるように各学年にキャリア教育科目を配置している。【資料 3-2-①-2】

令和 4(2022)年度からのカリキュラムに関しても、基本方針として、大学の理念である「人間理解と地域貢献」に力点を置きカリキュラムの配置をしている。特に、人間を身体的・社会的・精神的に統合された存在として幅広く理解するための科目の配置を基礎分野に置いている。また、専門基礎分野では、看護の観点から人体を系統立てて理解し、看護実践の基盤となるように単位数の変更を行っている。専門分野においては、臨床判断能力や看護の基盤となる基礎理論・人間発達論・看護の展開方法を学ぶ科目を増やしている。実習では、看護師・保健師として地域住民の命を守るための防災・災害に関する科目を講義・演習・実習に組み込んでいる。多様な人々、多様な場での看護が展開できる基盤として、ヘルスプロモーション活動論・チーム医療など、今後求められる看護職に対応した科目を必修としている。【資料 3-2-①-3】

大学院

看護学研究科では、ディプロマ・ポリシーを達成するために、令和 4 (2022) 年度からは、地域医療現場のニーズに合わせることを目的として、領域を 2 分野 5 領域と改編し、教育課程の編成を行っている。

- 1) 看護基礎分野では、看護実践者、管理者、教育者がもつ課題を探究し、様々な看護実践現場における教育方法及び継続教育について、実証的な研究を行う「看護教育学領域」、質の高いサービスを提供できるよう看護組織を変革する研究を行う「看護管理学領域」の 2 領域を配置している。
- 2) 看護実践分野では、あらゆる健康レベル、発達段階にある方々を研究対象とし、さらに、子どもとその家族の支援に関する研究を行う「発達支援看護学領域」、成人期から老年期における療養支援に関する研究を行う「生活支援看護学領域」、地域における心の健康づくりを含めた健康増進と予防活動に関する研究を行う「地域・精神保健看護学領域」の 3 領域を配置している。【資料 3-2-①-4】 【資料 3-2-①-5】

別科

別科助産専攻では修了認定方針に掲げる目標に到達するために、倫理的感応力、エビデンスに基づいた専門的知識や技術の習得と地域母子保健活動、助産学研究の理解に重点を置いた科目を配置している。

- 1) 年齢、社会状況、国籍、性などの多様性を理解し、さまざまなニーズや生殖・周産期医療を踏まえた助産師の関わりについて、基礎助産学領域をはじめとする各科目を通じて学び、倫理的感応力と助産師のアイデンティティを養う。
- 2) 日々進歩する医療のなかでの助産学の専門的知識、技術を身につけるために、最新医療現場の医師、臨地経験豊かな助産師による「助産診断・技術学Ⅰ（妊娠期）」「助産診断・技術学Ⅱ（分娩期）」「助産診断・技術学Ⅲ（産褥・新生児期）」「助産診断・技術学Ⅳ（ハイリスク妊産婦・新生児）」「母乳育児支援」の授業と共に、実践演習に特化した「助産・ウィメンズヘルス学演習」の授業を配置している。
- 3) 変化する社会のニーズを踏まえた地域母子保健活動を理解できるよう「地域母子保健学」「地域母子保健学演習」「助産学実習Ⅲ（地域連携と母子保健活動）」の3つの科目の授業、演習、実習を通じ、地域母子保健活動における助産師の使命、健康教育の実際、地域支援や関連職種との連携などを学ぶ。
- 4) 助産師の活動において必要な“対象者を尊重した態度、コミュニケーションスキル”を学ぶ機会として「ヘルス・コミュニケーション学」を新設し、この学びを助産学実習の実践の場を通じて、さらに高めていくことを目指す。
- 5) 自律した助産師を目指すために、様々な場面において自ら考え、主体的に取り組むことを促す。また、大学の助産（師教育）課程として、助産学の科学的思考、探求していく能力を養うために、助産学研究を1年に渡り学ぶ。

【資料 3-2-①-6】

【資料 3-2-①-1】 2022 年度人間学部履修要項

【資料 3-2-①-2】 2022 年度看護学部履修要項

【資料 3-2-①-3】 実習要項

【資料 3-2-①-4】 2022 年度履修要項(大学院研究科)

【資料 3-2-①-5】 2021 年度第 2 回看護学研究科教授会議事録

【資料 3-2-①-6】 2022 年度履修要項(別科助産専攻)

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学ではカリキュラム・ポリシーを体系的に表現するために、授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連を表したカリキュラムマップを作成している。カリキュラムマップで示した関連性をシラバスでも当該科目とディプロマ・ポリシーの関連を示し、それぞれの科目の到達目標等がディプロマ・ポリシーのどの項目に該当するか明記している。これにより、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を明確にすることで、学生や教職員の理解度の向上に寄与している。

【資料 3-2-②-1】 カリキュラムマップ

【資料 3-2-②-2】 2022 年度シラバス

【資料 3-2-②-3】 カリキュラムマップ（別科助産専攻）

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学ではカリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を編成している。学生が本学の教育

課程を理解し、科目配置の全体像を把握し適切に科目履修が行えるよう、「カリキュラムツリー」を作成しホームページ上で周知している。また、授業科目をナンバリングし、分類することで、教育課程の体系的性を明示し、履修要項やシラバスに記載して学生へ周知を図っている。その他、看護学部においては履修モデルを「看護師免許」取得の場合と「看護師・保健師」取得の場合の二種類提示し、1年次の時点で、将来像をイメージして自分の履修モデルを作成している。履修要項に掲載することで、学生への周知を図っている。【資料3-2-③-1】～【資料3-2-③-4】

シラバスについては、各科目担当教員が「シラバス作成要項」に基づき作成し、教務委員会を中心とした担当者以外の教員（シラバスチェック委員）が確認することで客観性を担保している。シラバスには、科目コード（ナンバリング）、授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連、授業のねらいや到達目標、授業時間数、各回の授業内容、成績評価の方法（試験、レポートなど）・基準、授業外学習（予習・復習等）の具体的な内容及びそれに必要な時間、課題等のフィードバックの方法等を記載することで、単位の実質化を見据えた内容が明記されている。この内容から、学生が授業に対する理解度をより深めることができる。また、単位の実質化については学修時間数の確保だけでなく、適切な学修量を確保するため半期・通年ごとに履修登録単位数の上限（キャップ制）を設け、必要以上に学生に負荷がかからないよう配慮している。前学期のGPAが3.0以上で学修意欲の高い学生は、上限が緩和され、より多くの科目を履修できるよう制度を定めている。【資料3-2-③-5】【資料3-2-③-6】

人間学部

人間学部においては、カリキュラム・ポリシーに定めている教育内容・教育方法・教育評価に沿って、教育課程の体系的な編成を行っている。「教養科目」では、ディプロマ・ポリシーで挙げている資質・能力の①を、「キャリア教育科目」では②・③を、「専門科目」では④を、「特殊演習・ゼミ・卒論」では⑤・⑥を育成することを目的に科目配置をしている。

「教養科目」では、語学科目として英語と中国語を学ぶほか、幅広い教養や様々な立場におけるものの見方の獲得を目的に、現代社会における広範な問題の理解のための基礎的視点や考え方を学ぶことができる科目を設置している。

「キャリア教育科目」では、初年次教育を通して大学への適応を図るとともに、社会に出てからのコミュニケーションスキルを身に着ける。また、自分のキャリアについて自律的・主体的に考え、社会に踏み出す力の育成を目的に科目配置を行っている。

「専門科目」では、心理学及び心を生み出す身体の機構、心を取りまく社会についての基本的知識と技能を習得するため、「心理学科目」と「心理学関連科目」からなる「専門科目」を配置し、1年次から4年次まで段階的に配当している。

「特殊演習・ゼミ・卒論」のうちの「プロジェクト演習」では、心理学及び心を生み出す身体の機構、心を取り巻く社会についての知識と技能を活用するための実践的学修をする。また、「専門演習」では担当教員の指導を受けながら、これまでの活動や学修の集大成として卒業論文を作成する。

初年次教育では、上のような学びを実現するためのチーム・コミュニケーション力と言

語表現力の育成に狙いを置いている。反復学習を重視し、文書作成法や論理的思考力を鍛えるための問題演習等を行う科目等を設置し、課題解決型アクティブ・ラーニングの実施の基礎となる能力を育成している。【資料 3-2-③-3】

看護学部

看護学部の教育課程

教育方針の下に、「教養科目」においては人間、健康、生活、社会・地域に対する理解を深め幅広い教養を身につけることを目標とし、さらに深い洞察力やコミュニケーション能力、論理的思考や問題解決能力の育成を学習内容としている。「専門科目」では、「人間の心身と健康障害の理解」「健康生活を支えるための看護」を目標として、人間のライフステージ・ライフサイクルに応じた看護を実践的に学べるようにしている。また、看護の本質である健康で豊かな生活を探求するために、生活者としての対象者を看護の視点からアセスメントする能力を身につけ、「臨地実習」において、その理論・技術の統合を図る。さらに、「卒業研究」に取り組むことにより、研究活動の基礎的能力の育成も視野に入れて教育課程を編成している。

教養科目（基礎分野）の編成と特色

教養科目では、看護の対象者のニーズを把握できる感性を培い、その対象者を生活者の視点で捉え、全体像を把握する基礎的な知識を身につけ、そのため人間性の涵養、人間、健康、生活それを取り巻く社会・地域を理解し、さらに深い洞察力やコミュニケーション能力、論理的思考や問題解決能力の育成を目指す。令和 4(2022)年度のカリキュラムでは科目区分の基礎分野では「人間の理解」「社会・地域の理解」「科学的思考の基礎（キャリア教育）」「外国語」「スポーツ」の 5 区分とし、必要となる科目を配置している。

専門基礎分野の編成と特色

看護の観点から人体を系統立てて考えられるように、「人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進」「健康支援と社会保障制度」も 2 区分とし、健康・疾病・障害に関する観察力、臨床判断能力を強化するための科目、保健・医療・福祉に関する基本理念を理解する科目を配置している。

専門科目の編成と特色

専門科目は、看護に必要な対象者の理解、看護学の理論と技術、そして実践を統合できる教育内容を位置づけ、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」の教育内容を踏まえた上で、基礎から実践まで、また対象者の年齢や地域特性も考慮して、学生が看護学を実践的に学べるよう講義・演習・実習を体系的に学習することで、本学の教育目的を達成できる科目としている。専門科目の「人間の心身と健康障害の理解」は、人間の構造と機能を健康な視点から理解し人間の健康を支えるために必要な人間性や深い洞察力を養うため、心理学関連の科目を多く配置し、さらに健康障害、健康と社会を医学的、統計的に理解するため、必要な科目を配置している。「健康生活を支えるための看護」は、地域のニーズを踏まえ、看護学の基礎的概念から地域の疾病状況や健康ニーズなどを分化的に学ぶため、「基礎看護学領域」「臨床看護学領域」「地域・家族・生活看護学領域」とし、その理論・技術の統合を図るため、「卒業研究等」を加え 4 領域として

必要となる科目を配置している。【資料 3-2-③-4】

令和 4(2022)年度からのカリキュラムでは、専門科目を「基礎看護学」「成人看護学」「老年看護学」「精神看護学」「母性看護学」「小児看護学」「地域・在宅看護論」「看護の統合と実践」の 8 区分に変更し、保健師教育課程を看護師教育課程から一部外に出し、看護師教育課程と保健師教育課程とを明確に区分分けをした。そのことで、卒業要件を看護師教育課程 124 単位以上、保健師教育課程 130 単位以上とした。

また、体系的な編成がされた教育課程に沿って学生が学びの実感を得られるよう、学年別目標も定め、履修要項に明記し、学生に周知している。

大学院

本研究科の教育課程は、自己の研究課題を探究するために必要な基盤科目、各領域の知識を深めるための専門科目（特論Ⅰ、特論Ⅱ、特論演習）および特別研究で構成している。

- 1) 基盤科目には、研究を深める上で必要な知識として、「研究方法論Ⅰ・Ⅱ」、「原書講読Ⅰ・Ⅱ」を設定している。さらに、本研究科の目的でもある看護実践リーダーの基礎的能力を身につけるために「リーダーシップ論」「コンサルテーション論」「看護理論」や「看護倫理」等を配置している。
- 2) 研究分野は、看護基礎分野と様々な発達段階、健康段階にいる地域の人々と家族を対象とする看護実践分野で構成している。領域別専門科目は、「看護教育学領域」、「看護管理学領域」、看護実践分野には「発達支援看護学領域」、「生活支援看護学領域」、「地域・精神保健看護学領域」の 2 分野 5 領域で構成している。
- 3) 専門科目では、指導教員の指導により、講義及び演習を系統的に履修し、専門分野の研究能力を高めている。「特論Ⅰ」は、広く対象理解を深めるために他領域からも選択することとしている。「特論Ⅱ」は、専門領域における研究の概観、方法論の理解、フィールドワーク演習など多様な内容で構成し、「特論演習」は、特別研究におけるテーマの明確化・焦点化を図ることとしている。【資料 3-2-③-7】

別科

助産専攻の教育課程

別科助産専攻の教育課程では、授業科目を通して、高度な知識・技術を備えた「助産力」を有する助産師の育成を目指す。「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」および「望ましい助産師教育におけるコア・カリキュラム」（全国助産師教育協議会）における教育の基本的な考え方、教育内容を踏まえ、助産学の理論と実践を融合する教育内容を展開する。授業科目は「助産学基礎領域」「助産学実践領域」「助産学実習領域」「助産関連領域」の 4 つの領域に区分し、「助産診断力」、「実践力」、「研究能力」を培うことができるように構成している。

教育課程の特色

教育課程の主な特色としては、助産学に関する高い専門的知識、技術を養うために「助産診断・技術学」の時間数を多く編成し、第 1 線で活躍されている産科医師、小児科医

師、臨床心理士、臨地助産師と専任教員が協働した授業や演習を取り入れている。また、「地域母子保健演習」については、フィールドワークの時間を多くし、地域母子保健活動の実践力育成を目指している。さらに、分析的思考を高め自己研鑽できる助産師の養成を目指し「助産学研究」を配置している。【資料 3-2-③-8】

【資料 3-2-③-1】 カリキュラムマップ

【資料 3-2-③-2】 カリキュラムツリー

【資料 3-2-③-3】 2022 年度人間学部履修要項

【資料 3-2-③-4】 2022 年度看護学部履修要項

【資料 3-2-③-5】 2022 年度人間学部シラバス

【資料 3-2-③-6】 2022 年度看護学部シラバス

【資料 3-2-③-7】 2022 年度履修要項(看護学研究科)

【資料 3-2-③-8】 2022 年度履修要項(別科助産専攻)

3-2-④ 教養教育の実施

人間学部

教養科目は、ディプロマ・ポリシーで挙げた6つの能力・資質のうち、①多様性の理解を主として担う科目として次のとおり位置づけている。

- 1) 「語学科目」は、国際社会のみならず地域社会に生きる外国人とのコミュニケーションを実現するための科目としている。グローバルな共通語である英語と、滋賀県とも関連の深い中国の言語である中国語を学ぶ。また、日本語で正確かつ論理的に文章表現する力を育成するための科目も設置している。
- 2) 「情報処理科目」では、現代社会では欠かせないコンピュータを用いた情報処理の基本的スキルを身につける。
- 3) 「人文科学領域科目」「社会科学領域科目」「自然科学領域科目」「体育・健康領域科目」では、幅広い教養やさまざまな立場におけるものの見方の獲得を目的とし、現代社会における広範な問題の理解のための基礎的視点や考え方を学ぶ。
- 4) 「留学生科目」は留学生を対象とした科目であり、留学生が日本で学び、深くコミュニケーションできるようになるための実践的日本語力の育成を目指す。

キャリア教育科目は、ディプロマ・ポリシーで挙げた6つの能力・資質のうち、②自律性および③コミュニケーション力の育成を主として担う科目で、初年次教育を通して大学への適応をはかるとともに、社会に出てからのコミュニケーションスキルと自分のキャリアについて自律的・主体的に考え、社会に向けて一歩踏み出す力を身につける。

また、人間学部では、教養科目で自然科学領域科目を配置し、理系科目を学ぶことができるようにしている。【資料 3-2-④-1】

看護学部

令和4(2022)年度の新カリキュラムでは、教養科目を基礎分野として、看護の職務を遂行する上で必要となる豊かな人間性や倫理観、使命感を自ら培うために、「人間の理解」「社会・地域の理解」「科学的思考の基礎」「外国語」「スポーツ」の5つの科目区分を

設け、それぞれの区分に必要なとなる科目を次の通りに配置している。

1) 「人間の理解」

看護は、人間を対象とする専門職であるため、人間の理解に必要な心理学に関する科目や、個人・家族・集団・社会という小さな集団から大きな集団へと理解できる科目を配置している。

2) 「社会・地域の理解」

人間を取り巻く社会・地域を広い視点で学び、地域の特性や環境、現代的課題を認識するための科目や地域貢献に関するための「地域を知る」「地域の人びとの暮らしを守る」といった科目を配置している。また近年多発する災害に対する意識を高め、災害時には地域で暮らす人々の命を守り、安全と安心した医療を提供できる能力や災害リスクの低減に努めるための知識や技術を持つための防災・災害に関する「防災論」を配置している。

3) 「科学的思考の基礎」

看護学に必要な科学的思考に持ちづく判断力、応用力の基礎的能力の育成のための科目や情報社会での看護の役割として、広く社会に発信する力となる ICT に関する科目を配置している。また、社会人として必要な社会人基礎力を修得するための科目（キャリア教育 I～IV）を各学年に配置している。

4) 「外国語」

今後、国際的に活動を期待される看護職者として必要となる基本的な外国語の科目を配置している。

5) 「スポーツ」

看護職者として健康を高める考え方から健康づくりの方法として、運動の実践による体力向上を理解するための科目を配置している。

また、教養科目において、「人間の理解」と「社会・地域の理解」の科目区分に、文系科目を学ぶことができるようにしている。

令和 3(2021)年度以前のカリキュラムにおいては、建学の精神である「人間理解と地域貢献」ができる人材育成のために、教養科目では、看護の対象者のニーズを把握できる感性を培い、その対象者を生活者の視点で捉え、全体像を把握する基礎的な知識を身につける。そのため人間性の涵養、人間、健康、生活それらを取り巻く社会・地域を理解し、さらに深い洞察力やコミュニケーション能力、論理的思考や問題解決能力の育成を目指す。科目区分は「人間の理解」「社会・地域の理解」「科学的思考の基礎」「語学」「保健体育」「キャリア教育」の 6 区分としている。

1) 「人間の理解」には、看護は、人間を対象とする専門職であるため、人間の生命の尊厳と生き方、特に人間に対する深い洞察力やコミュニケーション能力の育成のための科目を配置している。

2) 「社会・地域の理解」には、人間を取り巻く社会・地域を広い視点で学び、地域の特性や環境、現代的課題を認識するための科目を配置している。

3) 「科学的思考の基礎」には、看護学に必要な科学的思考に基づく判断力、応用力の基礎

的能力の育成のための科目を配置している。

- 4) 「語学」には、今後、国際的に活動を期待される看護職者として必要となる基本的な外国語の科目を配置している。
- 5) 「保健体育」には、看護職者として健康を高める考え方から健康づくりの方法として、運動の実践による体力向上を理解するための科目を配置している。
- 6) 「キャリア教育」には、社会人として必要な社会人基礎力を習得するための科目（キャリア教育Ⅰ～Ⅳ）を各学年に配置している。【資料 3-2-④-2】

大学院

本研究科の教育課程は、自己の研究課題を探究するために必要な基盤科目を配置している。基盤科目には、本研究科の目的でありディプロマ・ポリシーでもある看護実践リーダーとしての基礎的能力を身につけるために「リーダーシップ論」「コンサルテーション論」「看護理論」や「看護倫理」等を配置している。

【資料 3-2-④-1】 2022 年度人間学部履修要項

【資料 3-2-④-2】 2022 年度看護学部履修要項

【資料 3-2-④-3】 看護師・保健師教育課程を変更する理由等について

【資料 3-2-④-4】 令和 4(2022)年度履修要項(看護学研究科)

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

人間学部

1) 補習授業・自主的学修・研究 (Grow-up Week) の実施

学修に困難を感じている学生や、自主的に学修・研究活動に取り組む学生たちを支援するため、平成 28(2016)年 10 月より、毎月最終週（月～金）の 6 限に自習室を開室することとした。学生たちにはこの 1 週間を「Grow-up Week」という名称で周知している。自習室には適宜教員が待機し、課題に関する質問があれば専門外の領域であっても一緒に考えるという方針で学生対応している。また、在室教員は学生の来室時間と取り組んでいた科目、内容の記録を取っており、教務課にて集計した後、人間学部教員に学生の来室状況について報告している。令和 4(2022)年度は期末試験前に 1 週間程度自習教室を開室して、自主学修を支援した。【資料 3-2-⑤-1】 【資料 3-2-⑤-2】

2) アクティブ・ラーニング型授業

教員による一方的な講義形式から、学生が主体の双方向的、多方向的な授業形式にシフトすることによって、授業時間が学生にとってより深い学びの機会となる。学生の能動的な学びを促すため、多くの科目でアクティブ・ラーニングの手法を取り入れた対面、遠隔授業を行っている。

3) 地域課題の解決などを目指すプロジェクト演習

3 年次・4 年次で必修科目となる「プロジェクト演習」は、課題解決型アクティブ・ラーニングの手法を取り入れた科目である。これまで学んできたことを活かしながら学外を含むフィールドで実践活動を行い、学生自身が実際に地域課題の解決などを旨す。

【資料 3-2-⑤-3】

看護学部

1) 少人数教育の実施

- (1) 1年次から4年次まで担任制をとっており、常に相談できる教員が身近にいて、学生が安心して学修出来る環境となっている。【資料3-2-⑤-4】
- (2) 小グループごとにベッドがあり、それぞれの看護技術演習には多くの教員が関与している。一つひとつの技術を確実に習得するために、授業時間以外にも教員が指導を行っている。特に看護の基礎である看護技術演習については、予約制で学生個々のフォローアップ指導に努めている。
- (3) 5、6人を1グループとして、1グループごとに教員が付いて病院や施設（訪問ステーションはさらに少人数）で臨地実習を行っている。
- (4) 講義形式の授業に加えて、看護過程の展開には多大な時間をかけており、個人ワークの指導も十分に行っている。
- (5) 4年次から始まる卒業研究ゼミは、小グループでまた個別に教員と卒業研究に必要な知識の習得から研究の実際を学んでいる。地域統合実習もゼミ単位で行っており、学生個々のテーマに基づいた実習としている。

2) 初年次教育の実施

入学直後からスタートする「フレッシュゼミ」では、チームで連携・協働を意識し、チーム作りと自分とは違う意見を受け入れ視野を広げるための方法や科学的思考力を育成するために「タクナル[®]」を導入して実践している。講義形式の授業とともに、小グループでの演習を中心に行っている。また、レポートの作成や動画編集等を伴うプレゼンテーションの指導等、大学での学修の基礎的な技術・能力の育成を行っている。さらに大学生活に早く慣れて、学業やクラブ活動、社会参加などを充実させることを目的とし、初めての大学生活で教員と一緒に考えたり教わったりしながら、仲間と学びあう楽しさを実感させている。【資料3-2-⑤-5】

3) 「キャリア教育Ⅰ～Ⅳ」の充実

平成29(2017)年4月より、4年間の大学生活の中で社会人基礎力を獲得していくためのプログラムを、系統的に配置し実施している。社会人基礎力は、前に踏み出す力(アクション)、考え抜く力(シンキング)、チームで働く力(チームワーク)の3つの能力である。前に踏み出す力には「主体性」「働きかけ力」「実行力」、考え抜く力には「課題発見力」「計画力」「創造力」、チームで働く力には、「発信力」「傾聴力」「柔軟性」「状況把握力」「規律性」「ストレスコントロール力」の合計12の能力要素が含まれている。看護学部のキャリア教育科目として「キャリア教育Ⅰ～Ⅳ」を設置し、講義・グループワーク演習を通して、学生が協力し合いながら、地域(滋賀県・彦根市)と自身とのつながりを考え、社会人基礎力を育成している。また、先輩・地域で働く専門職・職能団体の活動に触れる機会や、学会に参加する機会を設けることによって、専門職をめざす学生自身の現在・未来のキャリアやそれを達成するための課題について考え、自己研鑽を継続することの意義を学ぶ科目となっている。【資料3-2-⑤-6】

大学院

看護学研究科の入学生は、大半が看護実践現場で管理職やスタッフ等である社会人で、地域社会で現役として活躍している。そのような学生の学修意欲を高めるため、担当教員は、一方通行の授業ではなく、ゼミ形式を採用しており、ディスカッションやフィールドワーク等を取り入れ、学生の意見を尊重しながら、現場の看護学的課題を表現しやすい環境を整えている。また、研究のデザイン発表会、中間発表会、公開発表会とプレゼンテーションする機会があり、同時に他者の発表を聞く機会も設けている。授業は夜間（6・7限）及び土曜日開講が中心となっており、社会人が受講しやすい環境を整えている。

また、担当領域の複数の教員の指導を受けることができ、学生が課題とする領域の専門家を招く特別講義やオムニバス形式の採用、遠隔授業で、学外の教員の指導も受けられる体制をとり、広い視野で議論できる授業を導入している。

さらに、教員及び学生も対象とした大学院 FD 研修を開催し、教育研究を充実させている。【資料 3-2-⑤-7】

別科

別科に在学する学生は、看護系大学卒業生と看護専門学校卒業生、臨地看護経験者と未経験者、社会人経験者と未経験者など、看護教育課程の違い、看護経験や社会人経験の有無の違いがある。そのため、入学当初よりアクティブ・ラーニング（ディスカッション、グループワーク、ディベート、ロールプレイ、シミュレーション等）を多く実施し、それぞれの経験・得意なこと融合し、学びを深めている。

特に「助産診断・技術学」「ヘルス・コミュニケーション学」の授業や演習、試験においては、具体的助産過程の展開をイメージしやすいよう模擬妊産婦役との関わりを体験するシミュレーション、ロールプレイングを行っている。近年問題とされている学生の実習前の OSCE（客観的臨床能力試験）、さらに修了前 OSCE などを積極的に取り入れている。

また、臨地実習においては、1 施設（2～4 名）の学生に対し、常時教員一人が担当教員として帯同し、臨地指導者とともに理解度及び到達度の確認及び指導を行い、きめ細やかな教育を行っている。

上記の取り組みの他、令和 3(2021)年度より、教育改善を目的として、ティーチング・ポートフォリオ作成を全学的に取り組んでいる。教員間のペアワークを行い、自らの教育活動を振り返る機会を設けることで、教育改善に繋げている。今後は更に学内共有することにより、他の教員との教育実践の情報共有を行うことで、新たな教授方法の工夫・開発や、更なる自身の教育活動の振り返りに繋がる取り組みとするよう準備を進めている。

【資料 3-2-⑤-1】 Grow-up Week の計画表・分担表

【資料 3-2-⑤-2】 Grow-up Week 記録

【資料 3-2-⑤-3】 令和 4(2022)年度人間学部シラバス「プロジェクト演習」

【資料 3-2-⑤-4】 担任一覧表

【資料 3-2-⑤-5】 令和 4(2022)年度看護学部シラバス「フレッシュゼミ」

【資料 3-2-⑤-6】 令和 4(2022)年度看護学部シラバス「キャリア教育 I～IV」

【資料 3-2-⑤-7】 大学院 FD 研修

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も継続的に教育目的に基づいたカリキュラム・ポリシーの周知に努めるとともに、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保したうえでカリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成し、実施していく。

看護学部及び別科助産専攻では、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」の改正に伴い、令和 4(2022)年度入学生から適用されるカリキュラムの体系を見直した。看護学部では、建学の精神から再度ディプロマ・ポリシーを見直し、さらにカリキュラム・ポリシーに落とし込み、学年別の目標設定を行ったうえで、新カリキュラムを作成した。今後、これらのカリキュラム体系が適正なもので、厳正に適用されることを教務委員会等で精査していく。

全学横断的な教養教育の充実に向けた取り組みとして、防災論、近江での SDGs の実践をはじめとした全学共通の新設科目設置に向けすすめる。

引き続き、シラバスチェックでシラバスの客観性を担保し、シラバスに沿った授業を展開する。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学での学修成果を点検・評価する方法として、1) 成績評価、2) 授業評価アンケート、3) PROG テスト、4) ディプロマ・サプリメント、5) 資格取得状況、6) 就職・進路状況、7) 学生調査・卒業生アンケートがある。これらによって三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価をしている。

1) 成績評価

人間学部・看護学部、別科助産専攻の各学科等が提供する全ての科目において、シラバス（授業計画）に授業のねらいや到達目標、授業計画、成績評価の方法・基準（割合）を明記している。シラバスは初回の授業の際、学生に周知したうえで授業を展開している。成績評価の方法・基準により、前期、後期ごとに科目担当教員が評価を行っている。【資料 3-3-①-1】成績評価の通知は、学部生には AA システムでの通知のほか、郵送で保護者宛の通知も行っている。大学院生、別科生においては、本人宛の通知のみ行っている。

出欠状況については、全科目担当教員が学生の履修科目について出欠確認を行っている。また、学期最初の一ヶ月時点で教務課より科目担当教員に出欠状況調査を実施している。出席状況を確認し、欠席が目立つ学生に対しては、教員が指導を行っている。看護学部では、学生や担任が出席状況を AA で確認できるようになっている。

また、「GPA 制度」を活用し、個々の学生の学修指導や履修指導に利用するほか、卒業要件にも、累積 GPA の一定の基準を取り入れ厳格な成績評価と学生の学修支援に役立てている。【資料 3-3-①-2】

2) 授業評価アンケート

年 2 回、学期末に授業評価アンケートを行っている。授業評価アンケートでは、学生の授業への姿勢と、授業内容、授業環境について問う項目を設けており、各学期で学生が受講した授業にどれだけ関心を持って取り組めたか、授業の内容の理解度等、教育目的の達成状況を自己分析できるアンケートとなっている。また、その結果を踏まえ、教員側も学生の学修状況や理解度の把握、教授方法の見直しなどを行っている。【資料 3-3-①-3】～【資料 3-3-①-5】

3) PROG テスト

学生個々のリテラシーとコンピテンシーの伸長を把握するために、河合塾とリアセック社が共同開発した PROG テストを導入し、学生の学修成果の状況把握を適切に行っている。【資料 3-3-①-6】結果は、学生に返却してキャリア形成のための自己分析を促す他、学内での学生の状況把握に役立てている。人間学部では毎年次実施し、到達度を明らかにし、それを基にゼミ担当教員との個人面談によって学修の振り返りや進捗管理を行っている。看護学部では、より看護学に特化した PROG-N テストを 1 年次と 3 年次に実施し、現在の自分の能力を知るとともに、過去の結果と比較することもできる。

また、実習前後のコンピテンシーの力を測れるよう検討をする。

4) ディプロマ・サプリメント

ディプロマ・サプリメントでは、授業科目に関連付けたディプロマ・ポリシーと学生が修得した授業科目の成績 (GP) からディプロマ・ポリシーの達成度を可視化し、項目毎にレーダーチャートに示すことで、学生はその達成度を確認することができる。

令和 2(2020)年度から卒業時の学修成果の客観的な可視化ツールとしてディプロマ・サプリメントを作成し、卒業時に学生へ交付している。1 年次と 3 年次のアセスメント (PROG テスト) 結果の比較も示している。学生が学年ごとに目標・省察することや就職活動時に活用出来るよう内容の見直しを行っている。【資料 3-3-①-7】

5) 資格取得状況

看護学部においては、低学年から看護師・保健師の国家試験受験資格を取得できる教育課程を編成しており、その試験の合格をもって教育目的の達成状況の指標の一つとしている。国家試験対策委員会のもとに国家試験対策講座を開催し、年 7 回にわたり模擬試験を実施している。模擬試験の結果から学生の得点表を作成し、成績が低迷する国試

強化対象者を選抜し、強化対策講座を実施している。また、領域ごとに学生を少人数に割振り、学習到達度を確認するとともに、ボーダーラインの学生に対しては、個別面談による学習指導、必要に応じて生活指導を行っている。昨年度の国家試験合格率は、看護師 98.7%、保健師 90.0%、助産師 100%である。

別科助産専攻においては、受胎調節実地指導員（リプロヘルスサポーター）の申請資格を満たすよう授業を編成しており、実技を含む試験合格をもって申請資格を認定している。新生児蘇生法（NCPР）については、本学学生に向けた講習会を開催している。講習会に当たっては事前学習を促し、当日は周到なシミュレーションを実施することにより、これまで全員が試験に合格している。助産師国家試験については、受験資格となる単位および教育内容を編成し、国家試験合格に至っている。【資料 3-3-①-8】

その他本学では、資格取得を推奨しており、あらかじめ定めている資格を取得すると図書カードでの助成等も行っている。【資料 3-3-①-9】

6) 就職・進学状況

学部生・研究科生の進路先の状況については、【資料 3-3-①-10】のとおりである。また、ホームページ上にも公開している。【資料 3-3-①-11】

別科助産専攻（1年課程）においては、入学時に就職についての希望や奨学生か否かの状況を確認し、未定の学生については就職情報支援を行い、ほぼ9月までに就職内定している。

看護学研究科の修了生の中には、ここでの学びを生かし、教員となる進路を選択する修了生もいる。

7) 学生調査及び卒業生アンケート等

IR室では、全学年対象に学生調査を年に1度行っている。調査内容はディプロマ・ポリシーの達成状況の評価、学習や睡眠、アルバイトにかかる時間、学生生活の満足度を把握している。卒業生、就業先に対してもアンケート調査を年に1度実施している。調査内容は、ディプロマ・ポリシーに沿った「本学の学びの評価」及び、卒業生・就職先の視点からの「大学に求めること」としている。【3-3-①-12】

- 【資料 3-3-①-1】 2022 年度シラバス
- 【資料 3-3-①-2】 GPA 制度活用
- 【資料 3-3-①-3】 2021 年度後期授業評価アンケート(学部用様式)
- 【資料 3-3-①-4】 2021 年度授業評価結果報告書
- 【資料 3-3-①-5】 2021 年度授業評価アンケート結果（研究科）
- 【資料 3-3-①-6】 PROG テスト結果一覧
- 【資料 3-3-①-7】 ディプロマ・サプリメント
- 【資料 3-3-①-8】 2022 年度強化対策対象者選抜一覧（名前消す）
- 【資料 3-3-①-9】 国家資格取得状況
- 【資料 3-3-①-10】 資格取得状況
- 【資料 3-3-①-11】 就職状況（データ編）

【資料 3-3-①-12】 就職・進学率

【資料 3-3-①-13】 2021 年度学生調査結果

【資料 3-3-①-14】 2021 年度卒業生アンケート調査結果

【資料 3-3-①-15】 2021 年度就職先アンケート調査結果

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

人間学部・看護学部では、毎年 2 回前期・後期末に、すべての開講科目において授業評価アンケートを実施している。令和 2(2020)年度前期より、全学 FD 委員会が中心となり、授業改善にさらに役立つよう各学部の授業評価アンケート比較対象値を学年別専門科目と教養科目の平均値に細分化し、より実態に近い数値と比較しやすい表示に改善した。【資料 3-3-②-1】アンケート結果は、全科目担当教員にフィードバックするとともに、各教員には評価結果に対する報告書の提出を求め、授業内容や教育方法の改善に役立てている。

【資料 3-3-②-2】

別科助産専攻では、全ての開講科目について授業評価アンケートを実施し、各科目担当教員にフィードバックし、教育方法の改善に役立てている。また、修了認定後に、学修で困難であったことや意見など、率直な考えを確認するアンケートや個人面談を設け、次年度の改善に反映させている。

学生による授業評価アンケートを実施し、教育目的の達成状況を把握している。その評価を科目担当教員に個別にフィードバックし、さらに各教員からは授業評価結果報告書の提出を求めることにより授業改善に活かしている。

【資料 3-3-②-1】 2021 年度後期授業評価アンケート

【資料 3-3-②-2】 2021 年度授業評価結果報告書

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法を確立するために、可視化された学修成果から、学習者本人や教職員、大学全体での分析と評価を行い、本学の教育の良さや課題を明確にして教育改善に繋げる。

継続して授業評価アンケートを実施していくとともに、今年度制度化したティーチング・ポートフォリオの作成実施により、自己省察を基に授業評価アンケート結果も効果的に活用し、各教員の教育改善の一助としていく。授業評価アンケートに対する教員の報告書について、ディプロマ・ポリシーに沿った教育を行えたかを振り返り、記載出来る欄を設け、教員個人のディプロマ・ポリシーへの意識づけも強化する。

今年度実施の卒業後アンケート調査の結果を基に、アセスメント・ポリシーに則り、点検・評価につなげていく。

また、PROG テストの結果やディプロマ・サプリメントについて、より効果的な活用法を模索し、検証を行う。

[基準 3 の自己評価]

建学の精神、教育目的に基づいたディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーを策定・学内外に周知している。ディプロマ・ポリシーと一貫性を持つカリキュラム・ポリシーを策定し、それに基づいて体系的な教育課程を編成している。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級・卒業認定基準等を定め、厳正に適用している。シラバスチェックを行い、担当教員と複数の教職員で確認するシステムを構築し、シラバスを適切に整備する仕組みをもっている。教授方法の改善については主に FD 委員会を中心に教員の授業参観や学生の授業評価アンケートを主体として取り組んでいる。

教授方法については、授業評価アンケートの結果や各科目の特性を踏まえ、教育効果が高まるように工夫をしている。学修成果の点検については、授業評価アンケートや「卒業時調査」および就職先への「卒業生アンケート」を中心に行っている。

以上のことから、基準 3 を満たしていると判断する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確 立・発揮

聖泉大学学則第 11 条および聖泉大学大学院学則第 10 条に「学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。」と定められているとおり、学長が大学の包括的な最終責任者としての職務と権限を有することを明らかにし、大学の意思決定は全て学長のリーダーシップの下で遂行されている。

また、学長の業務執行を補佐するため、同学則第 12 条第 1 項には、「副学長は、学長を助け、命を受けて校務を行う。」と定め、学長を補佐する副学長としての位置づけが明確にされている。さらに、学長のリーダーシップが適切に発揮されるための補佐体制として、学長、副学長、学部長、法人事務局長から構成される幹部会議を設置し、大学の意思決定を迅速にかつ機動的に行えるようにしている。加えて、両学部の教授会、教育研究評議会、IR 室を設置し、大学の意思決定を図る教学マネジメント体制が確立されている。

【資料 4-1-①-1】 聖泉大学学則

【資料 4-1-①-2】 聖泉大学大学院学則

【資料 4-1-①-3】 聖泉大学幹部会議規程

【資料 4-1-①-4】 聖泉大学教授会規程

【資料 4-1-①-5】 聖泉大学教育研究評議会規程

【資料 4-1-①-6】 聖泉大学 IR 室規程

【資料 4-1-①-7】 聖泉大学運営組織図

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長の適切なリーダーシップの発揮を補佐するとともに権限の適切な分散と責任の明確化を目的とし副学長を置いている。聖泉大学副学長等選考規程第 2 条に、副学長等の選考は学長が行い、理事長に対してその者の任命を申請することと定めている。所管分野に係る全学共通委員会の委員長として、学長からの指示が機動的かつ効率的に副学長を通じて委員会に伝わる体制となっている。また、他の全学共通委員会の委員長においても学長が任命することで学長のリーダーシップを発揮できる体制としている。

また、学長が決定を行うにあたって教授会の意見を聴く必要がある事項は、予め「学長が定める大学の教育研究に関する重要事項」として示している。

- 【資料 4-1-②-1】 令和 4（2022）年度全学委員会等分担表
- 【資料 4-1-②-2】 聖泉大学副学長等選考規程
- 【資料 4-1-②-3】 聖泉大学自己点検・認証評価委員会規程
- 【資料 4-1-②-4】 聖泉大学個人情報保護委員会規程
- 【資料 4-1-②-5】 聖泉大学研究倫理委員会規程
- 【資料 4-1-②-6】 聖泉大学人を対象とする研究倫理委員会規程
- 【資料 4-1-②-7】 聖泉大学広報委員会規程
- 【資料 4-1-②-8】 聖泉大学入試委員会規程
- 【資料 4-1-②-9】 聖泉大学ハラスメント防止委員会規程
- 【資料 4-1-②-10】 聖泉大学感染症対策委員会規程
- 【資料 4-1-②-11】 聖泉大学 FD 委員会規程
- 【資料 4-1-②-12】 聖泉大学教務委員会規程
- 【資料 4-1-②-13】 聖泉大学学生委員会規程
- 【資料 4-1-②-14】 学長が定める大学の教育研究に関する重要事項

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

「学校法人聖泉学園組織規程」第 2 条により、法人事務局をおき、法人事務局に総務部（総務課、総合企画課）、アドミッション室を置くことができると定めている。「学校法人聖泉学園組織規程」第 3 条において、大学事務部を置き、大学事務部に教務部（教務課、学生課、図書・情報課）を置くことと定めている。それぞれの組織の業務分掌は、「聖泉大学事務部業務細則」の別表にて定めている。「学校法人聖泉学園組織規程」第 4 条により、法人事務局に事務局長を置き、理事長の命を受け、事務局の業務を統括することを定め、第 5 条において、大学事務局に、事務局長を置き、学長の命を受け、大学事務部の業務を総括すると定め、権限と責任を明確にしている。【資料 4-1-③-1】

教学に関わる委員会等の組織には、事務の担当部署が配置されており、教職協働となった教学マネジメントの遂行する体制を整えている。また、教育目的を達成するための付属施設にも、事務職員を適切に配置している。【資料 4-1-③-2】

【資料 4-1-③-1】 学校法人聖泉学園組織規程

【資料 4-1-③-2】 R4（2022）年度全学委員会等分担表

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定を学長のリーダーシップの下で遂行されるために、副学長、幹部会議、教授会、教育研究評議会、IR 室を置き、教学マネジメント体制が確立されている。また、教学マネジメントが効果的に機能するように、職員も適切に配置している。今後も社会の変化に対応しつつ、使命・目的の達成に向けた大学改革を推進する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしていない。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

各学部・学科及び大学院研究科の教育目的及び教育課程に即した教員について、「大学設置基準」及び「大学院設置基準」に基づき、【表 4-2-1】のとおり配置している。

この内、学部・学科における教員数については、専任教員数は大学設置基準に定められた教員数を満たしているものの、教授数については、前年度での退職者の補充ができておらず、全体で4名不足しているため、適任者の採用又は昇任による補充を行っていく予定である。

また、看護学部及び別科助産専攻における、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」で求められる専任教員数については、【表 4-2-2】のとおり満たしている。

表 4-2-1 設置基準上必要な専任教員数との比較（学部・学科）

令和4年5月1日現在

学部・学科	専任教員数（現員）					設置基準上の必要専任教員数	助手	非常勤教員数
	教授	准教授	講師	助教	計			
人間学部人間心理学科	4	3	6	1	14	10(5)	1	28
看護学部看護学科	8	5	7	8	28	12(6)	1	46
大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数						10(5)		
合計	12	8	13	9	42	32(16)	2	74

注) 表中（ ）内の数字は、大学設置基準第13条関係別表第1備考1に規定する教授の数を示す。

表 4-2-2 設置基準上必要な専任教員数との比較（研究科）

令和4年10月1日現在

研究科・専攻	設置基準上必要教員数		専任教員数（現員数）				兼任教員数	非常勤教員数
	研究指導教員数	研究指導教員数及び研究指導補助教員数合計	研究指導教員数及び研究指導補助教員数合計	研究指導教員数	研究指導補助教員数	修士課程担当教員数		
大学院看護学研究科 看護学専攻	6	12	15	7	8	2	1	6

表 4-2-3 指定規則上必要な専任教員数との比較

令和4年5月1日現在

学部・学科等	入学定員	必要教員数	専任教員数
看護学部看護学科（看護師）	80 （保健師 30）	8	32
看護学部看護学科（保健師）		3	
別科助産専攻（助産師）	10	3	4

教員の採用及び昇任については、「聖泉大学教育職員人事規程」、「聖泉大学教育職員資格審査規程」、「教員の採用および資格審査に関わる申し合わせ事項（人間学部）」、「昇任（採用）に関する申し合わせ事項（看護学部）」に基づいて行っている。【資料4-2-①-2】～【資料4-2-①-5】

教員の採用・昇任の発議は、学長又は学部長が行う。学長は発議のあった人事案件について学部長及び法人事務局長と協議し、必要と認めた案件について、理事長に具申する。学長は当該案件の取扱いについて理事長と協議の上、学部教授会に附託する。学部長は附託された人事案件については原則として公募とし、学部の資格審査委員会を経て学部教授会で審議した結果を聖泉大学教員選考委員会（以下「選考委員会」という。）に報告する。学長は、選考委員会の審議を経て採用・昇任を決定し、その結果を理事長に報告する。理事長は、選考された採用等の人事を理事会に報告する。

なお、大学院授業担当教員の選考は、「聖泉大学大学院看護学研究科教員の選考に関する申し合わせ事項」に基づき、研究科教授会の審議を経て学長が決定する。【資料4-2-①-6】

教員評価については、「聖泉大学の教員個人評価に関する規程」に基づき、教員個人の教育・研究等の諸活動について自己点検・評価を実施することにより、教員の自己改善・改革に役立てるとともに、本学の教育・研究等の質の向上を目指すことを目的として毎年継続して実施している。

各教員は、「教育面」、「研究面」、「地域・社会貢献面」、「管理運営面」の4領域の活動状況について「自己評価票」を作成し学部長に提出することとしており、学長、副学長、学部長等で構成する「全学教員評価委員会」において、自己評価票及び授業評価アンケートの結果と合わせて評価を実施している。学長は、極めて高い評価を受けた教員又は活動が特に十分でないと評価された教員に対しては、顕彰又は指導・助言等を行っており、被評価者へのフィードバックが図られる仕組みを整えている。なお、極めて評価の高い教員に対しては、賞与を増額し、処遇に反映させている。

【資料4-2-①-1】教員配置数表

【資料4-2-①-2】聖泉大学教育職員人事規程

【資料4-2-①-3】聖泉大学教育職員資格審査規程

【資料4-2-①-4】教員の採用および資格審査に関わる申し合わせ事項（人間学部）

【資料4-2-①-5】昇任（採用）に関する申し合わせ事項（看護学部）

【資料 4-2-①-6】 聖泉大学大学院看護学研究科教員の選考に関する申し合わせ事項

【資料 4-2-①-7】 聖泉大学の教員個人評価に関する規程

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教員の資質向上や教育内容・方法等の改善を図るため、「聖泉大学 FD 実施の方針」の方針を定め、方針に基づいて、全学 FD 委員会、学部 FD 委員会が中心となって FD 活動を推進している。【資料 4-2-②-1】

全学 FD 委員会では、Web 上で学生による授業評価アンケートを実施し、その結果は教員にフィードバックし、さらに各教員からは授業評価結果報告書の提出を求めることにより、授業改善に活かしている。令和 3(2021)年度、ティーチング・ポートフォリオを作成するための制度等を整備し【資料 4-2-②-2】～【資料 4-2-②-4】、全教員を対象に簡易版ティーチング・ポートフォリオ作成することとしている。ティーチング・ポートフォリオをより充実したものとするため、令和 4(2022)年度は外部講師を招いて FD・SD 研修会として、「ティーチング・ポートフォリオとは？ー作成のポイントー」をテーマに、全教員を対象とした簡易版のティーチング・ポートフォリオ作成を目的とした講義及びワークショップを行い、「びわ湖東北部地域連携協議会」の連携機関にも公開する研修会を予定している。ティーチング・ポートフォリオを導入することで、教員自身が自らの教育活動を振り返り、教育改善活動の促進を図っている。【資料 4-2-②-5】

学部 FD 委員会では、教育の質の向上のため学習会の実施、外部講師を招いた FD 研修会の開催や教員相互に内部公開授業を行うことにより教育方法の改善に資する取組を行っている。

さらに、前述のびわ湖東北部地域連携協議会での他大学の FD 研修にも相互に参加することで、幅広いテーマでの研修の受講が可能となっている。【資料 4-2-②-6】

【資料 4-2-②-1】 聖泉大学 FD 実施の方針

【資料 4-2-②-2】 聖泉大学 FD 委員会規程

【資料 4-2-②-3】 聖泉大学ティーチング・ポートフォリオ実施要領

【資料 4-2-②-4】 ティーチング・ポートフォリオ作成要項

【資料 4-2-②-5】 2022 年度全学 FD・SD 研修会チラシ

【資料 4-2-②-6】 びわ湖東北部地域連携協議会主催共同 FD・SD 研修会チラシ

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的及び教育課程に即した教員の確保については、「大学設置基準」、「大学院設置基準」及び「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」の遵守に努めている。しかしながら、学士課程において、大学設置基準に定める教授数が 4 名不足しているところであり、早急に補充人事を進める。

FD をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発については、今後も FD 研修会や授業の相互参観等を計画的に実施し、教員の資質・能力の向上と授業改善の更なる充実に努める。今年度より導入した簡易版ティーチング・ポートフォリオの効果的な運用に努め、

教育改善に取り組んでいく。

授業評価アンケートの結果報告書の記載内容に、ディプロマ・ポリシーに沿った教育が行えたかを問う設問を設ける等、各科目においても、ディプロマ・ポリシーで定めた能力の育成について意識づけを強化する。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

毎年度当初、法人事務局長から教職員全員参加による全学集会において本学の経営状況について説明を行い、全教職員が本学の置かれている状況を把握することとしている。

令和 3(2021)年度に FD・SD 研修会として開催した監事（経営コンサルタント）を講師とした研修では、教職員が部門部署を超え、大学の強みと弱みの分析・行動計画を実行するワークショップ型で実施した。【資料 4-3-①-1】

また、びわ湖東北部地域における学術文化教育基盤形成を目的とした大学・短期大学・地域連携プラットフォーム事業連携協議会の構成大学として、大学の垣根を越えて共同で FD・SD 研修を実施する試みに参加している。これまでプラットフォーム事業として開催された FD・SD 研修に教職員を参加させている。【資料 4-3-①-2】

さらに、事務職員の新規採用者を対象とした初任者研修として内閣府認証特定非営利活動法人学生文化創造が開催する研修や職員の業務に関し、公益社団法人私学経営研究会が開催するセミナーにも積極的に参加させ、職員の資質・能力向上に取り組んでいる。

令和 4(2022)年度からは、職員人材育成・研修の一環として、ビズアップ総研の「e-JINZAI」を取り入れた。【資料 4-3-①-3】

また、職員の人事評価は、事務職員の職務遂行状況についての自律的かつ定期的な評価を目的に定められた「学校法人聖泉学園事務職員評価規程」を基に、毎年度行っている。評価の実施は、事務局長が定める期間に、本人と所属長によって評価表を用いて行う。評価結果は、職員の職位の任用ならびに異動などの人事管理に活用される。【資料 4-3-①-4】

令和 4(2022)年度より、組織的で確実な SD 活動を行うために、「聖泉大学 SD(スタッフ・ディベロップメント)の実施方針」を策定し、それに基づいて全学的な SD 活動を行っている。【資料 4-3-①-5】

【資料 4-3-①-1】 FD/SD 研修会次第（令和 3(2021)年 11 月 26 日開催）

【資料 4-3-①-2】 びわ湖東北部地域連携プラットフォーム事業 成果報告書（抜粋）

【資料 4-3-①-3】 「e-JINZAI」(WEB 研修)のご案内

【資料 4-3-①-4】 学校法人聖泉学園事務職員評価規程

【資料 4-3-①-5】 聖泉大学 SD（スタッフ・ディベロップメント）の実施方針

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

時代の変化に伴い職員に求められる役割や能力も変化しているため、体系的な研修制度を構築し、学園の組織力を向上させる必要がある。また、全体にモチベーションを高める研修や職員一人ひとりが今の業務を改善しながらも新しいことを考え実行できるよう、スキル強化を行うことも重要である。

このため、厳しい社会環境を生き残るために必要な能力や専門性を明確にし、その達成に向けた研修プログラムの作成を行うとともに、ジョブローテーションにより複数の業務経験や各種プロジェクトチームへの参画などによって、能力の向上を目指す。さらに、びわ湖東北部地域連携プラットフォーム事業等、大学間連携による研修を活用し、さらなる、職員の資質・能力向上を図る。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

各専任教員（教授から講師）は個室、助教、助手は 3 人程度の共同研究室をパーテーションで区切るなどの工夫をして各自が研究活動に集中できる環境を整えている。【資料 4-4-①-1】全教員（助手含む）に PC、統計ソフト（SPSS）、プリンターを設置している。資料作成室には大型印刷機やプリンターなども配置しており、研究の遂行には支障がない。さらに、助教以上は裁量労働制を採用し、週に 1 度勤務場所を離れて研修することを認めている。

専任教員に対しては個人研究費を支給し、さらに学長裁量経費による研究助成によって、教員の研究活動を支援している。また看護学部では、研究促進委員会主催の科研申請に関する研修会を行っており、研究に取り組むには十分な環境である。

施設面では、人間学部において臨床心理実習室、心理実験室、行動観察室といった部屋を設置しており、教員および学生が研究活動に取り組むことができる施設を備えている。

大学院生に対して研究室を整備し、個人用 PC 及びレーザープリンター（部屋ごと）、統計ソフト SPSS、オンライン文献検索システム（医学中央雑誌・PubMed・CINAHL）、ネットワークを配備している。大学院生を支援するため院生に対して研究費補助（1 万円）、学会参加費（1 万円）を補助している。

別科においては、教員間のスケジュールを随時確認・調整し、それぞれの研究活動や研修等に参加できるよう確認・調整を行っている。また、教員それぞれが学内学術委員、県内学会の編集委員となっており、役割を通じて研究にまつわる動向などの知識をアップデ

ートできる環境にある。さらに毎年、別科助産専攻から学会発表・論文投稿を行うことを目指し、実践している。

また、教員の研究を促進する組織として、看護学部では研究促進委員会、学術編集委員会、人間学部では紀要委員会を置いている。看護学部研究促進委員会では、学長裁量経費による研究を統括し（公募、審査の依頼、決定通知、報告書作成依頼、発表会の設定等）、研究成果の学術雑誌への投稿を促進するなど教員の研究を支援している。また、一年に一度、看護学部では「聖泉看護研究」、人間学部では「聖泉論叢」をまとめ、ホームページに公開している。【資料 4-4-①-2】～【資料 4-4-①-4】

また、事務から、外部の研究について案内するなど、外部資金獲得についても教職協働の体制で取り組んでいる。【資料 4-4-①-5】

【資料 4-4-①-1】 2022 年度 研究室配置図

【資料 4-4-①-2】 聖泉看護学研究

https://www.seisen.ac.jp/gakubu/kango/kango_kenkyu

【資料 4-4-①-3】 聖泉論叢

https://www.seisen.ac.jp/gakubu/ningen/lib_journal_seisenronsou

【資料 4-4-①-4】 学長裁量経費採択状況

【資料 4-4-①-5】 (公財) 安田記念医学財団 癌研究助成等の募集について

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学における研究者の在り方を明確にするため、「聖泉大学における学術研究に関する行動規範」を定め、学内専用サイトやホームページにて公表し、学内外に周知している。

【資料 4-4-②-1】

研究活動の不正を防止するため、「聖泉大学における研究活動上の不正行為に関する取扱規程」を定め、学内専用サイトやホームページにて公表し、学内外に周知している。【資料 4-4-②-2】

研究倫理教育については、「聖泉大学研究倫理規程」【資料 4-4-②-3】において、定期的な倫理教育の実施と研究者の倫理教育の受講義務を定めており、一般財団法人公正研究推進協会が提供している「e-APRIN e ラーニング」プログラムを全教員に受講させている。なお、当該プログラムについては、大学院生にも毎年の受講を義務付けている。

また、人を対象とする研究については、「聖泉大学 人を対象とする研究倫理委員会規程」に基づき、研究倫理委員長（副学長）、各学部選出教員及び人権又は医療に識見を有する学識経験者（外部有識者を含む。）により構成される同委員会において、人を対象とした研究等に関する倫理的及び社会的観点から倫理審査を行い、学長に上申している。【資料 4-4-②-4】

【資料 4-4-②-1】 聖泉大学における学術研究に関する行動規範

【資料 4-4-②-2】 聖泉大学における研究活動上の不正行為に関する取扱規程

【資料 4-4-②-3】 聖泉大学研究倫理規程

【資料 4-4-②-4】 聖泉大学 人を対象とする研究倫理委員会規程

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学の教育研究の成果を高めることを目的に、個人研究費・学長裁量経費を配分している。個人研究費は各教員の研究テーマに基づく研究を支援すると同時に、日常的な研究活動を支援するためのものである。学長裁量経費は、学長が特にその必要性和意義を認めた研究に対して助成を行い、終了時に成果物を学長に提出している。【資料 4-4-③-1】【資料 4-4-③-2】

また、看護学部では、研究促進委員会、学術誌編集委員会を設置し、研究を促進している。

大学院、学部、別科助産専攻に在籍する学生に対しては、学会参加費助成を行うなど、研究活動を支援している。【資料 4-4-③-3】

【資料 4-4-③-1】 聖泉大学個人研究費取扱要領

【資料 4-4-③-2】 聖泉大学学長裁量経費応募要領

【資料 4-4-③-3】 聖泉大学における学会参加等に対する助成に関する要領

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

今後も倫理教育や不正防止に係る啓発等の充実に努め、研究倫理及びコンプライアンス意識の向上に努めていく。

研究に関する規程の整備（研究費に関する規程、共同研究）の他、受託研究・共同研究・科研費獲得のための促進や支援の仕組みづくり等、研究支援に関する全学的で組織的な体制を整える。

[基準 4 の自己評価]

本学の教学マネジメントは、学長のリーダーシップを支えるための補佐体制を整え、教職員の適切な配置によって構築されている。学部の各種委員会からの提案などをくみ上げる仕組みも整っており、大学の意思決定は、学長のリーダーシップの下で行われている。

教職員の FD・SD についても、「聖泉大学 FD 実施の方針」を定め、方針に基づき、学内の課題に対して適切に企画・運営されており、教職員の資質向上に役立っていると考えられる。また、今年度は、簡易版ティーチング・ポートフォリオの作成に取り組み、教員の自己分析、資質・能力の向上を図っている。また教職員対象とした SD 活動については、今年度定めた「聖泉大学 SD 実施の方針」をもとに、組織的・計画的に推進していく。

教員の研究に対しては、研究環境の整備や、科研費採択に向けての学習会等も企画しており、研究支援を行っている。また、研究倫理に関する規程や行動規範を定め、周知することによって、不正防止に努めている。

以上のことから、基準 4 は満たしていると判断する。

しかし、大学設置基準に定める教授数に対して不足していること、研究活動支援に対する明確な組織の役割分担ができていないことが課題となっているため、早急に対応する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人聖泉学園は、「学校法人聖泉学園寄附行為」の第 3 条で、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、人間に対する理解を深め、広く社会と地域に貢献できる人材を育成することを目的とする」と定めている。第 6 条で理事の選任、第 7 条で監事の選任、第 11 条で理事長の職務、第 14 条で監事の職務、第 15 条で理事会、第 18 条で評議員会を定めている。また、寄附行為の施行についての細則等の法人の設置する学校の管理及び運営に関して必要な事項は、寄附行為施行細則を定めている。理事会及び評議員会は適切に運営されている。【資料 5-1-①-1】【資料 5-1-①-2】

さらに、組織の倫理・規律については、「学校法人聖泉学園就業規則」第 2 条に「職員は、この規則および学園の諸規程を守り、教育目的の達成に努めなければならない。」とあり、第 3 条に「職員は学校創立の目的を深く理解し、常に職務を研究し、明朗にして深淵たる気風をもってその職務に専念しなければならない。」と明確に定めている。これにより、法令を遵守し、私立学校としての公共性の高い教育機関として社会の要請に応える経営を誠実にやっている。

【資料 5-1-①-3】

また、公益通報に関しては、「学校法人聖泉学園公益通報者保護規程」を定め、法令、寄附行為及び本学園の諸規程に違反する行為、又はそのおそれがある行為が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合において、早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備している。

【資料 5-1-①-4】

さらに、寄附行為をはじめとする本学園諸規程及び聖泉大学学則をはじめとする学内諸規程は、教職員の情報共有のため、学内のパソコンから全教職員が閲覧できる教職員情報フォルダ一に掲載して、全教職員に公開している。

【資料 5-1-①-1】 学校法人聖泉学園寄附行為

【資料 5-1-①-2】 学校法人聖泉学園寄附行為施行細則

【資料 5-1-①-3】 学校法人聖泉学園就業規則

【資料 5-1-①-4】 学校法人聖泉学園公益通報者保護規程

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

学校法人聖泉学園は、寄附行為第 15 条に基づき理事会を設置し、学園の最高決議機関として、中期計画、予算、事業計画及び事業報告書、寄附行為変更等の重要事項を審議し、確実な業務の遂行と目的実現に向け継続的に努力している。また、寄附行為第 18 条に基

づく評議員会を置き、同第 20 条に定める事項を審議し、理事会の諮問機関として役割を適切に果たしている。【資料 5-1-②-1】

学校法人聖泉学園中期目標・中期計画（平成 31(2019)年 4 月 1 日～令和 6(2024)年 3 月 31 日）を策定し、私立大学をめぐる厳しい環境を乗り越える努力している。毎年、中期計画の実施状況の点検を行い、各部署で次年度の年度計画を立てている。また年度計画の進捗管理表を作成し、進捗状況の確認等を行うなどの取り組みを通し、使命・目的の実現に向けての継続的な努力を行っている。【資料 5-1-②-2】

【資料 5-1-②-1】 学校法人聖泉大学寄付行為

【資料 5-1-②-2】 学校法人聖泉学園中期目標・中期計画

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

1) 環境（学修・就労）保全

本学では、快適な環境を提供するため、キャンパス内の清掃、樹木の剪定を定期的に行っている。また、省エネルギー策として、クールビズの実施や節電に取り組んでおり、ポスター等の掲示や、学内メール等での発信により、周知徹底している。【資料 5-1-③-1】

2) 人権への配慮

人権への配慮に関しては、「聖泉大学ハラスメント防止に関する規程」を定めており、キャンパス・ハラスメントの防止のための啓発活動として、毎年研修会を実施している。また、ハラスメントの事案が生じた場合の対策として、相談員を置き、常時、教職員、学生からの相談に対応できる体制を整えている。学生に対しては、学生便覧を通じて多様なハラスメントに対する注意喚起を促している。【資料 5-1-③-2】～【資料 5-1-③-5】

個人情報保護に関しては、「聖泉大学個人情報の保護に関する規程」を定め、全学に個人情報保護の周知徹底を図り、適正な取扱いをするよう務めている。【資料 5-1-③-6】学生に対しては、「学生便覧」に「個人情報の利用について」を明記し周知徹底を図っている。【資料 5-1-③-7】

研究倫理については、人を直接対象とした研究のうち倫理上の問題が生じるおそれのある研究及び医療行為に対して、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理指針に基づき、「人を対象とする研究倫理委員会」を設置し、研究実施計画の適否を審査している。【資料 5-1-③-8】

また、保健室において、教職員に対するストレスチェックを 11 月～12 月に実施し、高ストレス者や希望者に対しては産業医（非常勤）の面談への案内を行っている。

3) 安全への配慮

建物の安全性については、本学の校舎は昭和 59（1984）年以降に竣工され、すべての建築物に耐震対策がなされており、耐震基準を満たしている。危機管理全般については、「聖泉大学危機管理規程」を定め、本学において発生又は発生することが予想される災害、事件、事故等の様々な危機事象に迅速かつ的確に対処できるように危機管理体制を整備し、本学の学生及び教職員の安全確保に努めている。【資料 5-1-③-9】

また、不測の事態に迅速に対応するため「緊急連絡網」を整備し、緊急事態発生時の円滑な情報伝達を定めている。

インフルエンザやハシカ、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のような感染症の危機管理体制については、聖泉大学感染症対策委員会規程【資料 5-1-③-10】を定め、保健室が中心となり、速やかに対応している。また、何らかの要因で心室細動などによる心停止になった場合に対処するために自動体外式除細動器（AED）を大学校舎玄関前に設置し、緊急時に備えている。

学生、教職員が一体となって防災訓練を実施し、不測の事態に備えている。【資料 5-1-③-11】

日常の警備は、警備会社に委託しており、事故等の際の通報連絡も請負契約により対応できるよう体制を整備している。

【資料 5-1-③-1】 節電等の行動計画

【資料 5-1-③-2】 学生便覧 2022 p53～p55

【資料 5-1-③-3】 聖泉大学ハラスメント防止に関する規程

【資料 5-1-③-4】 聖泉大学ハラスメント研修会

【資料 5-1-③-5】 聖泉大学ハラスメント防止委員会規程

【資料 5-1-③-6】 聖泉大学個人情報の保護に関する規程

【資料 5-1-③-7】 学生便覧 p35

【資料 5-1-③-8】 人を対象とする研究倫理委員会規程

【資料 5-1-③-9】 聖泉大学危機管理規程

【資料 5-1-③-10】 聖泉大学感染症対策委員会規程

【資料 5-1-③-11】 避難経路図

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人として社会的使命を果たすべく、経営の規律と誠実性は保持していくが、有事の際の対応として、危機管理マニュアル及び事業継続計画は不可欠のものであることから、早急に整備する。また、災害時等の学生の安否確認を行う仕組みづくりが必要となる。

今年度より看護学部のカリキュラムにも取り入れた防災についての教育を、教職員のスキルアップや、防災士のネットワークづくりの拠点となるような取り組みを企画することで、大学全体としての取り組みとする。

18歳人口が減少していく中、今後は社会ニーズを迅速・的確に捉え、取り組むべき課題については、柔軟に対応していくとともに、環境保全、人権、安全への配慮については常に検証し、規則の見直しや情報公開の工夫・拡充していくことにより、社会からの信頼される大学となるよう努める。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

学校法人聖泉学園の管理運営は、寄附行為第15条の規定により理事会が行っている。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。また、理事長は、寄附行為第11条で法人を代表し、業務を総理する。

理事会の定数は、寄附行為第5条に8人と定められており、学長1人、評議員から3人、学識経験者から4人で構成される。理事のうち1人を理事長とし、理事総数の3分の2以上の議決により理事長を選任する。理事長の職を解任するときも、同様としている。

理事会は、「理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ会議を開き、議決することができない。」と規定されており、議決権の行使については、「出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。」とされている。【資料 5-2-①-1】

【資料 5-2-①-2】

このように理事会は、学園の最高決議機関として、中期計画、予算、決算、事業計画、寄附行為変更、学則変更等の重要事項に関する審議を行い、適切に運営されている。

理事、監事及び評議員の構成・役割は適正であり、戦略的に意思決定できる体制は整っており、適格に機能しているものと判断している。

【資料 5-2-①-1】 学校法人聖泉学園寄附行為

【資料 5-2-①-2】 令和3（2021）年度理事会・評議員会の開催状況

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

私立大学を取り巻く環境は大きく変化しており、戦略的な意思決定には、最高決議機関である理事会の役割は極めて重要なものとなっている。

今後の理事会は、決定機関としての機能だけでなく、中長期的な視野に立ち、持続可能な経営を推進する機能も重要となってくる。各理事の役割を明確化し、社会情勢の変化に対応できる法人運営体制の構築を図っていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

大学運営を円滑に実施していくには、法人と大学（教学）は両輪であり、常に連携を適切に行うため、教学部門の学長が理事として理事会に出席し、本法人の意思決定に教学部門の意見は反映される体制を構築している。また、理事会の運営方針は、本学教育研究評議会をとおして、教学部門に伝えられる組織となっており、教育研究評議会には法人事務局長が構成員として参画している。【資料 5-3-①-1】

法人及び大学（教学）の各管理運営機関並びに各部門間の教学コミュニケーションは十

分に図られており、意思決定は円滑に進められていると判断している。

【資料 5-3-①-1】 令和 4 年度理事会・評議員会の構成

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人の業務及び財産の状況を監査する機関として、寄附行為第 5 条の規定により監事(2 人)を置いている。同第 7 条により、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。【資料 5-3-②-1】

本法人の監事 2 名は、評議員又は役員の配偶者若しくは 3 親等以内の親族以外の者であり、その独立性が確保されている。また、豊富な経験を持った者が選任されており、年間を通して本法人の理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務の執行状況及び財務経理の状況・課題について、理事会に意見を述べている。【資料 5-3-②-2】

評議員会は、寄附行為第 18 条の規定により評議員会(定数 17 人)を置いている。同第 20 条に規定される諮問事項(予算、基本財産の処分、事業計画、寄附行為の変更等)については、あらかじめ評議員会の意見を聞いている。また、評議員会は、同第 21 条に規定する意見具申等(法人の業務・財産の状況、役員の業務執行の状況等)を行っている。さらに、評議員の選考は、同第 22 条の規定により、適切に実施しており、定数に欠員はない。

監事は、理事会及び評議員会に出席し、法人及び教学部門より情報を得て意見を述べている。また、公認会計士による監査において、事前チェックが行われ、法人と大学との相互チェック機能は保たれていると判断している。

【資料 5-3-②-1】 学校法人聖泉学園寄附行為

【資料 5-3-②-2】 令和 4 年度理事会・評議員会の構成

(3) 5-3 の改善・向上方策(将来計画)

本学の小規模大学の特色を生かし、法人と大学のコミュニケーションをより円滑にし、迅速な意思決定ができるよう、組織を見直し、質の向上に今後とも努力していく。教職員が学園全体のガバナンスを一層強化できるよう、SD 活動を活発に行い、質の高い教育研究組織体制を構築していく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

令和元年 5 月に策定した「学校法人聖泉学園中期目標・中期計画」【資料 5-4-①-1】は、本学が不断の大学改革を通じて、地域から親しまれ地域に貢献できる大学として持続的に

発展していくよう、5年後の経営基盤の安定を見据えて定めたものであり、現在、この中期計画に基づき各種の取組を進めているところである。着実に取組を進めることで、学生納付金、補助金、寄附金などにより、適切な財務運営ができるものと認識している。私立大学等経常費補助金や私立大学等改革総合支援事業等の補助金の申請等、外部資金獲得に向けて取り組んでいる。

【資料 5-4-①-1】 学校法人聖泉学園中期目標・中期計画

【資料 5-4-①-2】 令和4年度事業計画

【資料 5-4-①-3】 令和4年度事業活動収支予算書

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

人間学部にあっては、慢性的な定員割れによる赤字体質から脱却し、安定した財務基盤を早期に確立することが喫緊の課題となっていたことから、令和元(2019)年10月、「聖泉大学経営改革委員会」が設置され、令和2(2020)年6月、人間学部の在り方について「看護学部の名称変更も視野に1学部2学科に再編する」よう答申が行われた。

令和3(2021)年度までの過去5年間の事業活動収支は(図表 5-4-②)とおりでである。財源(収入)の中心となる学生生徒等納付金を増やすため、学生の確保が最も重要となっている。

(図表 5-4-②)

事業活動収支の推移

単位：千円

	H29	H30	R1	R2	R3
経常収支差額	38,165	35,740	-7,682	-51,352	-105,147
基本金組入前当年度収支差額	38,758	35,947	-6,159	-47,032	-99,262

(3) 5-4の改善・向上方策(将来計画)

中期目標・中期計画の進捗状況を常に点検・検証し、安定した財務状況を確保し続けるためには、今より一層の努力が必要で、学生の確保を最大の重要課題として取り組んでいく。再編作業の行き詰まりや財政状況が悪化していることから、早急な経営判断が必要である。

安定した収入確保のため、学生学納金以外の民間等の学術助成金、科学研究費補助金、私学助成金などの獲得に向けて今後も積極的に申請していく。

支出においては、常に総額人件費の抑制を念頭におき、経費節減に向けた取組を引き続き実施し、健全な財務基盤の確立を目指す。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理については、学校法人会計基準、学校法人聖泉学園経理規程、学校法人聖泉学園経理規程施行細則、学校法人聖泉学園旅費規程等に準拠して適正に行われている。【資料 5-5-①-1】【資料 5-5-①-2】【資料 5-5-①-3】

物品やサービスの購入については、回議書（事前伺）により、決裁を受け、契約及び発注を行っている。金銭の支出及び収入を伴う書類や伝票は、所定の決裁手順をとおして、総務経理課において厳重なチェック体制を行っている。

本学は、予算単位（予算要望部署）ごとの予算書による執行を徹底しており、【資料 5-5-①-4】 予算未計上の案件については、原則認めないこととしている。やむを得ない計画が生じた場合又はその他変更を必要とする場合は、予算措置を講じ、必要に応じて法人事務局長の承認を得るシステムになっている。

また、予算と著しくかい離がある科目については、補正予算を編成することにしてはいるが、ここ数年補正予算は編成していない。

学校法人会計基準等に基づき、適正に会計処理が行われていると判断している。

【資料 5-5-①-1】 学校法人聖泉学園経理規程

【資料 5-5-①-2】 学校法人聖泉学園経理規程施行細則

【資料 5-5-①-3】 学校法人聖泉学園旅費規程

【資料 5-5-①-4】 予算編成・執行上の内規事項（全体）

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人では、公認会計士による財務監査は、契約監査法人によって、学校法人会計基準に準拠して、毎年2ヶ月に1度の頻度で定期的実施され、経理内容は常に精査されている。決算時は本監査までに数回にわたり事前のチェックが行われ、年度（4月～翌3月まで）の元帳と帳票書類及び計算書類等の照合を行うほか、本学園の管理運営に関する監査を行っている。【資料 5-5-②-1】

また、本法人の監事2名による監査は、年間を通して本法人の理事会及び評議員会に出席し、学校法人の業務の執行状況及び財務経理の状況・課題について、理事長等に積極的に意見が述べられている。決算時には、法人事務局によって特定日が設けられ、公認会計士と監事が連携して合同監査を実施している。

これら監査法人の監査報告書及び監事の監査報告書は理事会に提出され、決算案を審議する際には、必ず監事によって今後の課題を含めた報告がなされている。【資料 5-5-②-2】

平成28（2016）年9月に、「学校法人聖泉学園内部監査規程」を整備し、理事長直属の監査委員会を設置し、学園の健全な運営を確保している。【資料 5-5-②-3】

公認会計士及び監事による会計監査は厳正に実施されており、監査体制は十分に整備されていると判断している。

【資料 5-5-②-1】 監査契約書

【資料 5-5-②-2】 監査報告書(平成 28 年度～令和 3 年度)

【資料 5-5-②-3】 学校法人聖泉学園内部監査規程

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人会計基準、本学園の経理規程等を準拠し、引き続き適正な会計処理を行う。会計監査については、公認会計士及び監事との連携を密にして、厳正な会計監査体制に取り組んでいく。また、内部監査規程に基づく監査委員会の設置により、さらに内部統制の充実を図っていく。

【基準 5 の自己評価】

学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の関係法令を遵守し、寄附行為、法人・教学の諸規程に基づき経営の規律と誠実性は維持され適切な管理運営を行っている。

理事会の機能と大学の意思決定組織、学長のリーダーシップ等については、理事会において学則や諸規定を制定し、学長が大学を統督して管理運営に当たるなど法人と大学の連携は適切に行われている。

また、大学の意思決定は、学長のリーダーシップの下で、学部の各種委員会からの提案などをくみ上げる仕組みも整っている。

事務組織については、教育研究活動を支援するため、各部署において、業務が効率的に行えるよう必要な事務職員を配置し、事務職員の資質向上のための研修に積極的に参加させている。

近年の学部における学生納付金収入は減少傾向にあり、収支バランスに影響が出ており、近隣の競争環境の厳しい状況を見据え、安定した財務基盤の確保に向けて、学生を安定的に確保できるよう全学挙げて取り組みを強化している。

会計処理については、諸規程に則り適切に実施している。監事による業務監査及び会計監査並びに内部監査について諸規程に則り厳正に実施している。

以上のことから基準 5 を満たしていると判断する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学の内部質保証の方針は「聖泉大学は、建学の精神、教育理念に基づき、教育・研究の充実と学生の成長に資するために、自らの責任において大学の質を自律的に保障する体制を整え、教育・研究が適切であることを説明し、恒常的・継続的に質の向上を図る。」である。【資料 6-1-①-1】 これを実現するために、「聖泉大学自己点検・認証評価委員会規程」を定め、これに基づき学長の下に自己点検・認証評価委員会を設置し、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を実施する体制をとっている。【資料 6-1-①-2】

自己点検・認証評価委員会は、学長を委員長として、副学長、学部長、研究科長、学長が指名する者、法人事務局長、教務部長、その他学長が必要と認めた者によって構成され、内部質保証の体制や、自己点検・評価、中期目標・中期計画及び事業計画に関する業務を行っている。

また、自己点検・認証評価委員会は、自己点検・評価を実施するため、総括委員会を置いている。総括委員会は、自己点検・認証評価委員会の業務の企画・立案及び連絡調整を行うとともに、自己点検評価書を取りまとめ、それを基に日本高等教育評価機構の基準に沿って評価を行う。自己点検・評価の回答を行い、大学全体の内部質保証に関する統括責任者である学長に改善事項を付し、大学全体の内部質保証に関する責任を負う中核組織である自己点検・認証評価委員会から学部、研究科、全学委員会、全学施設に改善を指示することとしている。【資料 6-1-①-3】

【資料 6-1-①-1】 聖泉大学内部質保証の方針

【資料 6-1-①-2】 聖泉大学自己点検・認証評価委員会規程

【資料 6-1-①-3】 聖泉大学の内部質保証に関する体制

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

上記の通り、学内における内部質保証体制は、自己点検・認証評価委員会を中心に構築されている。この体制に基づいて、自己点検・評価等の質保証への取り組みを行っている。さらに令和 5(2023)年度における外部評価の実施を確実なものとするため、令和 4(2022)年度中にその取り組みの充実を図る。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学学則第 2 条第 1 項及び大学院学則第 2 条第 1 項に「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を広く周知を図ることができる方法によって、積極的に公表するものとする。」と定めている。【資料 6-2-①-1】【資料 6-2-①-2】これに基づき、「聖泉大学自己点検・認証評価委員会規程」を定め、自己点検・評価を円滑に実施するため、「自己点検・認証評価委員会」を設置し、自己点検・評価に関する事項を審議し、日本高等教育評価機構の対象評価項目に沿って、自己点検及び評価を行っている。【資料 6-2-①-3】

自己点検・評価の結果の学内での共有と社会への公表については、本学ホームページ情報公開上において、過去の自己点検評価書と大学機関別認証評価評価報告書、改善報告書を公開している。【資料 6-2-①-4】

【資料 6-2-①-1】 聖泉大学学則

【資料 6-2-①-2】 聖泉大学大学院学則

【資料 6-2-①-3】 令和 4 年度第一回自己点検・認証評価委員会議事録

【資料 6-2-①-4】 大学ホームページ（情報公開：大学機関別認証評価）

<https://www.seisen.ac.jp/kiko>

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、学内外の様々な情報の収集、分析及び管理等を通じ、教育研究活動等について支援を行い、もって大学改革に資することを目的として聖泉大学 IR 室を設置している。【資料 6-2-②-1】

IR 室では、教務システムにおける学籍管理・学業成績データや学習管理システムで活用される様々なデータの他、入学試験データ、学生調査、卒業生の進路情報、卒業生・就職先へのアンケート調査等の収集するデータをもとに、IR 室年間計画【資料 6-2-②-2】に基づき、学生調査、アセスメントテスト（PROG）、目標設定、入試区分と学業成績の比較、退学・留年者等の入試、学業成績、卒業生・就職先アンケートについて分析・可視化等を行っている。IR 室年間計画による分析は、毎年の変化を比較するため、継続して実施してきており、調査の設問項目の改善等に

も繋げている。

これらの収集した分析の結果は、教育研究評議会や学部教授会を通じて関係部署・委員会に共有することにより、学生指導や教育改革、改善対策に利用し、データを活用することで本学が直面している問題の真因を探り本質的な課題を設定してより効果的で具体的な課題解決策を導き出している。令和 4(2022)年度においては、各調査の結果を関係部局において調査の目的と活用方法についてより明確化し、有効活用を、アセスメント・ポリシーの作成に着手している。

なお、本学ホームページの「情報公開」のページで公開している「教育上の基礎的な情

報」や「修学上の情報等」において、学生調査結果や授業評価結果等についても掲載し内外に公表している。【資料 6-2-②-3】

また、ディプロマ・サプリメントの作成など、学部や委員会等の要請に基づく資料の作成にも協力している。

【資料 6-2-②-1】 聖泉大学 IR 室規程

【資料 6-2-②-2】 IR 年間計画表

【資料 6-2-②-3】 大学ホームページ（情報公開：学生調査・授業アンケート）

<https://www.seisen.ac.jp/intro/jyohokokai>

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、エビデンスに基づいた自主的・自律的な自己点検・評価を実施し、それを基に自己点検・認証評価委員会が中心となり学部・学科へのフィードバックを行い、改善・向上を求めている。このような自己点検・評価の活動を、継続的に行われるよう体制を強化する。

IR 室が収集・分析したデータを基に、各委員会等が積極的な問題解決を行えるよう、アセスメント・ポリシーを作成することによって、本学が行っている調査分析を整理し、評価結果や IR データの共有ができる仕組みを強化する。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、建学の精神及び教育理念を踏まえ、学部ごとに三つのポリシーが策定されている。そのポリシーに基づき教育課程を体系的に編成するとともに卒業認定・学位授与を行っている。令和 3(2021)年度から日本高等教育評価機構の評価基準に基づく自己点検を自己点検・認証評価委員会のもと、総括委員会で実施・評価している。また、過去の自己点検・評価及び認証評価の結果は、自己点検・認証評価委員会で共有され、学内での検討や改善に活かされている。

三つのポリシーを起点とした評価結果を自己点検・認証評価委員会及び学部、研究科、全学委員会、全学施設で共有し、改善策へと至る PDCA サイクルを機能させている。学生が身につけるべき資質・能力の目標を明確し、どのような学修成果をあげれば卒業を認定し学位を授与するのかという本学の「卒業認定・学位授与の方針」は、三つのポリシーのアセスメントについてのチェック（A 改善）を新たに採り入れることとしている。共有され

た改善事項は、学部等関連部局において中期計画を踏まえた次年度の年度計画に改善策として取り組むこととしている。さらに年度計画は、四半期ごとの進捗管理を行うことで、内部質保証の PDCA サイクルが機能しているか自己点検・認証評価委員会が確認することとしている。【資料 6-3-①-1】

学部ごとに毎年度各領域や委員会での活動内容等を「聖泉大学 年次報告書」という形でまとめている。またその内容はホームページ上に公開され、広く周知している。【資料 6-3-①-2】

教員個人レベルでの教育の質保証として、授業評価アンケートや教員個人評価を取り入れ、教育活動の見直しを行っている。また、今年度よりティーチング・ポートフォリオを導入し、教員が自らの教育活動の検証と改善を行っている。

【資料 6-3-①-1】 聖泉大学の内部質保証に関する体制

【資料 6-3-①-2】 聖泉大学 年次報告書

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の三つのポリシーに沿った内部質保証のための PDCA サイクルが、実質的な機能を果たす仕組みとして確立され、その機能性が実証できているか、外部評価の活用を視野にいれながら検証する。

自己点検の結果を受け、改善点等を中期目標・中期計画に反映させることにより学内で共有・検討を行い、引き続き改善に活かすよう取り組んでいく。

【基準 6 の自己評価】

このように本学では、教育の質保証に関する大学全体、各学部、各委員会等の中で相互に連携された体制が整えられ、内部質保証のための全学的な PDCA の仕組みが有効に機能している。

また、内部質保証は三つのポリシーを起点として行われている。中期目標・中期計画をもとに各部局で作成されている年度計画は四半期ごとに進捗管理され、改善を意識した自己点検・評価としている。

以上のことから、基準 6 は満たしていると判断する。

基準 A. 地域連携と社会貢献

A-1-① 地域連携事業推進のための大学間連携と学内体制

A-1-② 地域のニーズに即した社会貢献活動

A-1-③ カリキュラム上の地域貢献活動

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 大学間連携による地域連携事業の推進とその学内体制

本学では、建学の精神「人間理解と地域貢献」を礎とし、人間学部と看護学部の小規模大学ながらも、多様な機関と連携し、本学の特色を活かした小回りの利く地域と密着した活動を行っている。

◆学外機関との連携

本学では、近隣大学を中心とした県内の大学と連携し、地域連携事業を推進している。

1. びわ湖東北部地域連携協議会（産官学・地域連携プラットフォーム）

本学は、大学所在地の彦根市、近隣の自治体、大学等と連携し、産官学地域連携プラットフォームを結成した。びわ湖東北部地域を魅力と活気のある地域社会の創出を目指し、「産業振興に向けた産官学連携事業」、「地域コミュニティの活性化事業」、「地域を担う次世代人材の育成」の3つの柱を設け、事業を推進している。その中でも本学は、地域コミュニティの活性化事業のリーダー校となり、事業全体を推進している。

地域の課題も多岐にわたり多様な課題に対応するために、産官学連携プラットフォームを活用し、本学が位置するびわ湖東北部での活動を推進している。【資料 A-1-①-1】～【資料 A-1-①-5】

2. 環びわ湖大学・地域コンソーシアム

滋賀県内にある大学・短期大学が加盟しているコンソーシアムであり、大学地域連携課題解決支援事業部会では、加盟自治体の課題に対して、自治体と大学が連携し、課題解決のために取り組んでいる。本学では、彦根市と「十人十色プロジェクト（性の多様性を知ってもらおう）」について、学生と教員が取り組んでいる。【資料 A-1-①-6】【資料 A-1-①-7】

◆学内体制

学内の地域貢献活動の中心組織として、地域連携交流センターやプラットフォーム事業推進委員会を設置し、地域連携事業の推進、学内連携、情報共有をしている。教員・職員が委員となり組織されている。また、学生の自主的な地域活動を推進するために、学生の地域連携交流委員会を設置している。

1. 地域連携交流センター

人間学部・看護学部の教員および職員からなる組織で、地域連携及び産学官連携の窓口となり、建学の精神を体現する地域連携活動を推進している。また、地域連携交流センター委員会と学生の地域連携交流委員を設け、学生・教職員が一体となり地域

で活動を進めている。【資料 A-1-①-8】

2. 学生の地域連携交流委員会

教員と共に地域連携活動の企画・運営を行っている。特に、自治体等と連携した防災・健康・環境の活動を推進している。ランチミーティングや Zoom ミーティングを通じて事業を推進している。【資料 A-1-①-9】

びわ湖東北部地域連携において、彦根市、長浜市 4 大学の防災士資格学生が「びわ湖でつながる学生防災活動」を結成し、学生からの視点を重要視し大学間の地域性を考慮した活動を行うこととなった。【資料 A-1-①-10】

3. プラットフォーム推進委員会

学長が委員長となり、びわ湖東北部地域連携協議会（産官学・地域連携プラットフォーム）の事業企画・運営・情報共有等を推進している。びわ湖東北部地域連携協議会では、本学が「地域コミュニティの活性化事業」のリーダー校として活動を推進している。コロナ禍においても、プラットフォーム推進委員会が中心となって活動の企画・運営を行い、事業中止はせず対面開催からオンライン開催や感染対策を講じた開催など、可能な限り継続して実施することができた。【資料 A-1-①-11】

【資料 A-1-①-1】 びわ湖東北部地域連携協議会組織規程

【資料 A-1-①-2】 びわ湖東北部地域連携協議会リーフレット

【資料 A-1-①-3】 びわ湖東北部地域連携協議会中期計画（2019-2024 年度）

【資料 A-1-①-4】 びわ湖東北部地域連携協議会事業計画

【資料 A-1-①-5】 びわ湖東北部地域連携協議会成果報告書

【資料 A-1-①-6】 十人十色プロジェクト中間報告（2021 年度）

【資料 A-1-①-7】 環びわ湖大学・地域コンソーシアムリーフレット

【資料 A-1-①-8】 地域連携交流センター規程

【資料 A-1-①-9】 学生の地域連携交流委員会内規

【資料 A-1-①-10】 第 1 回学生防災士会議（仮名）会議進行案

【資料 A-1-①-11】 プラットフォーム推進委員会規程

A-1-② 地域のニーズに即した社会貢献活動

1. 災害に強いまちづくりの推進

平成 29(2017)年度から、彦根市と連携し、学生の防災サポーターチームを結成し、防災の活動を推進している。また、令和元(2019)年度からは、彦根市消防団機能別分団（大学生団員）・特別公務員として、彦根市と共に、市の防災訓練・火災予防啓発活動・救急フェアへの学生・教職員の参加等、地域の防災活動を推進している。また、「びわ湖東北部地域連携協議会」へ展開し、防災士養成講座の開催、防災講座（オンデマンド）の実施、防災かまどベンチの製作、防災研修会の開催等、防災を通じた連携活動を推進している。一方、滋賀県危機管理課から近畿地区緊急防災訓練に傷病者として学生ボランティアの依頼を受けて、学生地域連携委員や防災士資格学生が参加し、彦根市危機管理課・滋賀県危機管理課との協力体制ができるよう取り組んでいる。

「防災士養成講座」は、令和 2(2020)年度から防災士の資格取得を推進し、本学を会場

として行っている。本学の彦根市消防団機能別分団の学生や地域連携交流センターの教職員が取得している。また、びわ湖東北部地域の方が受講しやすいよう、推薦枠を設けている。【資料 A-1-②-1】

学内外に防災についての情報発信、研修会等も行っている。「防災研修会」を彦根市や防災士会と連携して開催し、防災士養成講座受講者や地域住民に向け、いざという時に役立つ防災グッズの紹介や、防災グッズ製作講習等を実施した。学生においては滋賀県危機管理センター見学や HUG 講習会の受講などを呼びかけ、学生・教職員の防災に関する知識や技能の向上に努めている。【資料 A-1-②-2】

「防災かまどベンチ」は、彦根工業高等学校と連携して制作し、大学内の体育館横に設置した。防災研修会で使い方の研修を行うなど、学内外での防災への意識づけに繋げている。

また人間学部・看護学部では、令和 4(2022)年度のカリキュラム改正において、「防災論」「災害実習」を構築した。学生全員が災害に関する知識の修得や、災害時における適切な行動について学ぶ学内での実習等、地域の災害時に活躍できるような資質・能力の育成を目指す科目としている。

2. 地域の健康推進

健康づくりリーダー養成講座（初級・中級・上級）、自主的な健康づくりの勉強会（いずみ健やか塾）や「いずみ体操」の開発支援、健康ウォーキング、ピンクリボン活動を実施している。その他、滋賀県主催の健康しが・マルシェへの出展など、多様な健康推進活動を実施している。【資料 A-1-②-3】～【資料 A-1-②-8】

人生 100 年時代健康いきいきプロジェクト（中高年の健康増進分野）として、生活習慣の改善と共に、社会交流によって、好奇心を持つ、学ぶ、探求する等「生活を楽しむ」要素も入れ、コロナ禍の生活にも刺激と潤いを与える「ぶらり地元ウォーキング」として彦根市・長浜市・米原市で実施している。

コロナ禍においては、大阪ガスと連携した「コロナ禍の健康シリーズ（全 6 回）」を FM ひこねのラジオ放送を通じて市民に発信をするなどの地域の健康推進活動に貢献している。また、教員は自治体や各団体が策定する委員会の委員に専門分野の学識経験者として委嘱され、社会に貢献している。【資料 A-1-②-9】

3. 地域の生涯学習推進

びわ湖東北部地域連携協議会の 5 大学は、異なる学問分野のため、地域住民向けの公開講座（市民教養講座）として、協働で年間 10 講座を開講している。地域の背景・課題を明確化し、その多様なニーズに応えるよう、それぞれの専門分野を生かしたテーマの講座の企画・実施・評価を実施している。本学では、人間学部・看護学部の教員が、それぞれの視点から地域課題に対する動画を作成して。令和 3(2021)年度は人間学部から「コロナ禍の時下、心理学は何ができるのか」、看護学部から「コロナ禍で大切なこころの健康」の二つのテーマの動画を配信している。【資料 A-1-②-10】

びわ湖東北部地域連携協議会の事業の生涯学習講座（専門コース）として、本学の看護学部の母性看護学領域と別科助産専攻が協働で子育て講座を行っている。令和 4(2022)

年度事業では、母性看護学領域の教員によるマインドフルネス瞑想体験会とベビーマッサージ教室を、別科助産専攻では、学生の地域母子保健活動としてオレンジリボン運動とパパママ教室と、別科助産専攻教員による更年期以降の女性への健康教育（グランママ講座）を企画・実施する。オレンジリボン運動（子どもの虐待予防啓発運動）は、今年度は、多賀大社に協力依頼し、「帯祝いの会&オレンジリボン運動」を企画・実施した。また、パパママクラスは、コロナ禍で病産院のクラスが中止しているなか、不安を抱えている方たちに、広い教室や豊富な沐浴物品を有する教育機関環境を活かし、感染対策に努めながら開催した。さらに、別科助産専攻の教員が、子育て世代を支える更年期以降の女性に対して、「グランママ講座」を新たに企画して実施予定である。【資料 A-1-②-11】～【資料 A-1-②-13】

4. 県内の看護の質向上の取り組み

看護学部では、地域貢献の取り組みとして、びわ湖東北部地域連携協議会へ展開し、ナイチンゲール看護研究会、がん看護研修会（年間3回）、子どものプレパレーション検討会を行っている。【資料 A-1-②-14】【資料 A-1-②-15】

これらの取り組みは、地域の医療、教育の発展のため、看護の質の向上を目指した勉強会の場として、また医療・福祉・教育現場の相互交流の場としての役割を担うことを目的として活動している。事業内容は、例会や講演会の開催のほか、地域の医療・看護教育関係者との共同研究等も行っている。

5. 学生の地域連携活動推進

学生の地域連携交流委員は、自治体・地域住民・各種団体・地域連携交流センター教職員と共に、防災・健康・環境を中心とした多様な地域活動を実施している。FM ひこねの本学の番組「スマイル@聖泉」を通じて学生の地域連携活動や大学の様々な活動紹介を行っている。【資料 A-1-②-16】

本学では、COC+事業から、地域の課題に対して学生と教員が共に活動するプロジェクトを推進してきた。令和元(2019)年度からは、びわ湖東北部地域連携協議会に展開し、活動報告を「キャンパス SDGs びわ湖大会」で行うなど、大学間連携の地域連携として、継続して進めている。令和3(2021)年度のプロジェクトは、「がん患者に対する支援～学生も簡単に制作できるタオル帽子～」、「ジェンダー平等ユースリーダープロジェクト」、「彦根市民の健康課題に対する予防的支援のための教材開発」として、SDGs を活用し地域活性化や地域の課題解決を推進している。【資料 A-1-②-17】～【資料 A-1-②-20】

6. 地域の相談室としてのカウンセリングセンター

学内での機能（別途記載 2-4-①学生生活の安定のための支援 5）カウンセリングセンター）に加え、本学建学の精神である人間理解と地域貢献の具現化を図るため、外部に向けてもカウンセリングを行い、地域へ貢献している。心理臨床専門家の活動拠点として機能することで、「心理学を社会に生かす」大学のありようを示すとともに、学生の研究と実践活動の場としての機能も有している。臨床心理学領域の研究機関として専門性を生かした心理支援と安心感を醸成しており、カウンセリング面接室が3室設置され、箱庭も5セット用意するなど施設設備を

整えている。また、一般の心理支援機関に比べ低額での提供としていて、利用しやすくしている。【資料 A-1-①-21】～【資料 2-4-①-24】

一般の社会の DX 化の進展や新型コロナウイルス感染症(COVID-19)禍により、精神的に不安を抱える人が増加傾向にあり、心の支援に対するニーズが高まっている。そのニーズに応じて、学内だけでなく地域に開かれた相談室としてカウンセリングセンターを一般開放している。相談内容の範囲は広く、家族関係や子どもの不登校、自分自身の心の不調についてなどカウンセリングが継続的に行われている。また、本学地域連携交流センターと協働して、地域の FM ラジオひこね出演するなどプラットフォームという形で広く活動している。県内の公立学校や、医療機関等、関係各機関とも連携を図り、グループコンサルテーションや子育て支援など相談と支援を含め、活動の幅を広げている。【資料 A-1-①-25】

アウトリーチ活動も積極的に行っている。県内教育機関での講演や企業の人権・セクハラ研修会等の講師やスーパーバイザーを担い、教育現場での困り事への助言や職場での人権・セクハラ問題の予防や啓発活動を行い、それらの機関や企業で問題発生時には被害者、加害者に対し迅速な相談支援を行い、的確な対応をすることで連携を図っている。

- 【資料 A-1-②-1】 防災士養成講座案内 (2020 年度、2021 年度)
- 【資料 A-1-②-2】 防災講座 (オンデマンド) チラシ (2020 年度)
- 【資料 A-1-②-3】 健康づくりリーダー養成講座チラシ (2019 年度)
- 【資料 A-1-②-4】 いずみ健やか塾活動報告書 (2020 年度)
- 【資料 A-1-②-5】 いずみ体操 DVD (2021 年度)
- 【資料 A-1-②-6】 ひこふあみアワープラスコロナ禍の健康シリーズ案内 (2020 年度)
- 【資料 A-1-①-7】 3 市ウォーキングチラシ
- 【資料 A-1-①-8】 てくてく散歩チラシ
- 【資料 A-1-①-9】 地域役員担当一覧
- 【資料 A-1-①-10】 市民教養講座チラシ (2022 年度)
- 【資料 A-1-①-11】 子育て講座チラシ (2022 年度)
- 【資料 A-1-①-12】 パパママ講座 (2022 年度)
- 【資料 A-1-①-13】 グランマクラスチラシ (2022 年度)
- 【資料 A-1-①-14】 ナイチンゲール看護学研究会
- 【資料 A-1-①-15】 聖泉大学看護学部看護フォーラム
- 【資料 A-1-①-16】 スマイル@聖泉放送スケジュール (2021 年度)
- 【資料 A-1-①-17】 学生の地域連携活動紹介 PPT (2020 年度、2021 年度)
- 【資料 A-1-①-18】 学生プロジェクト WEB 報告 (NOTE) (2021 年度)
- 【資料 A-1-①-19】 学生の地域連携プロジェクト一覧表
- 【資料 A-1-①-20】 キャンパス SDGs びわ湖大会チラシ
- 【資料 A-1-①-21】 カウンセリングセンター委員会規程
- 【資料 A-1-①-22】 カウンセリングセンター利用状況
- 【資料 A-1-①-23】 聖泉大学学則第 1 章第 1 条 (目的)
- 【資料 A-1-①-24】 カウンセリングセンター規程第 2 条 (任務)

【資料 A-1-①-25】 カウンセリングセンター活動報告

A-1-③ カリキュラム上の地域貢献活動

人間学部では専門必修科目として「プロジェクト演習」を配当し、全ての学生が「地域で学び、地域に貢献すること」を柱とした教育を受けている。「プロジェクト演習」では、各自の興味関心に合わせて、様々な地域活動やボランティアに参画したり、自ら企画したりすることを課している。具体的には、地域の学童保育や子育て支援センターなどの活動に参画している。【資料 A-1-③-1】

また、米原市政策形成入門として、学生と市職員がチームを組み、市内の高校生へインタビュー調査を実施し、政策提言を行った。さらに遠隔によるジェンダー平等プロジェクトでは、SDGs の目標 5（ジェンダー平等）の実現に向けて、自治体へ提言を行っている。

【資料 A-1-③-2】

看護学部の公衆衛生看護学ゼミナールでは、彦根市民の課題である減塩に着目し、彦根市民自らが食生活を見直し、改善への取り組みを推進できる一助となるよう、学生が中心となり彦根市の保健師や教員とともに教材の開発を行っている。

別科助産専攻においては、必修科目「地域母子保健演習」において、助産師の母子保健活動を体験学習する目的で、活動を学生みずから企画し、実践・評価することを指導している。びわ湖東北部地域連携協議会における生涯学習講座（専門コース）として、平成 30(2018)年度より子育て応援講座「パパママクラス」、平成 31(2019)年度より「学生によるオレンジボン運動」を毎年実施している。びわ湖東北部地区の 5 大学（本学を含む）や彦根市・長浜市・米原市が連携し、市役所、市町の保健センター、近隣の病産院、子育て広場等に向けて、広報活動を実施し、協力依頼を行っている。コロナ禍においては、病産院や地域の子育て講座が利用できず、出産・育児に向けて不安を抱えた妊婦が多いため、そういった不安を軽減し、現在社会的問題となっている子どもの虐待（不適切な養育）予防や、産後の母親と父親のうつ予防に向けて、活動を企画・実施した。【資料 A-1-③-3】

【資料 A-1-③-1】 人間学部シラバス「プロジェクト演習」

【資料 A-1-③-2】 ジェンダー平等プロジェクト

【資料 A-1-③-3】 別科助産専攻シラバス「地域母子保健演習」

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学が位置するびわ湖東北部地域には中小規模の大学・短期大学しかなく、大学間の連携を強化することが重要である。「びわ湖東北部地域連携協議会」と「環びわ湖大学・地域コンソーシアム」に所属し、年々大きくなる地域からの期待に応えるべく、地域の事業や役割を担っている。近隣大学や短期大学、自治体・各種団体等と連携し、地域住民に貢献できる持続可能な体制を強化し、地域と共に人口減少社会に合った地域貢献を模索していく。

新型コロナウイルス感染症により、今まで通りの活動が出来ない中、ミーティングや講座をオンライン開催する等の工夫をし、多様な課題に対応することができた。地域社会への貢献は継続が重要であり、今後もコロナ禍のように行事の開催等が困難な状況において

も、可能な限り知恵を絞って、地域貢献活動に取り組んでいく。

また、学生の地域連携活動や活動報告会は、地域の課題を解決するだけでなく、学生の学びや経験に繋がっている。今後も SDGs を活用し、地域の課題に対して主体的に取り組めるよう、学生の活動を支援していく。

[基準 A の自己評価] 地域連携と社会貢献

本学は「人間理解と地域貢献」を建学の精神とし、建学時から地域連携を推進し地域と共に成長してきた大学である。COC+事業の取り組みから、びわ湖東北部地域連携協議会の取り組みを通して、コロナ禍においても止まることなく地域連携・社会貢献活動が継続できたと考えている。また、彦根市、長浜市の学生防災士資格所得者主体の防災士会を結成し学生間の防災に対する意識向上に努め地域の「安心・安全」につなげる活動に推進している。

びわ湖東北部地域連携協議会（産官学・地域連携プラットフォーム）を活用した市民教養講座の開催、いずみ体操を地域の方と共に考案して広めることも協働で行っている。また、カリキュラム上にも地域と連携した学修活動を取り入れている。

このように、本学の特色を活かした多様な連携と活発な地域活動を行っており、基準 A を満たしていると判断する。

今後も本学が地域の活性化や生涯学習支援になくてはならない存在として貢献していく。